

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

横浜市 公債管理レポート

資料編

横浜市財政局

2024

Yokohama public debt management report

第IV章 資料編

序章関連

- ・財政ビジョン 概要版(該当部分)
- ・中期計画(「債務管理」関係該当部分)
- ・地方財政計画(「令和7年度地方財政対策のポイント」より)
- ・地方債計画(「令和7年度地方債計画」該当部分)
- ・地方財政関係法令

第Ⅰ章関連

- ・地方債同意等基準(抄)
- ・地方債同意等基準運用要綱(抄)
- ・第三セクター等改革推進債 関連資料(「平成25年度 財政局予算概要」より)
- ・さらなる赤字地方債(コロナ対策) 関連資料(「令和3年度予算案について」より)
- ・中期計画(市債活用額など該当部分)

第Ⅱ章関連

- ・地方債の総合的な管理について(通知) (総財地第115号 平成21年4月14日 改正令和3年3月26日)
- ・国債及び地方債(横浜市債)関連データ
 - － 国債利回りの推移(過去10年間 5年、10年、20年、30年)
 - － 長期国債利回りの推移(マイナス金利政策～現在)
 - － 国債イールドカーブの推移
 - － 市債の平均利率(残高及び借入時)、利払い費の推移
 - － 一般会計市債残高の推移(満期一括償還債・定時償還債の傾向)
 - － 一般会計市債残高の平均残存年数の推移
 - － 一般会計市債残高の利率別内訳
 - － 一般会計市債残高の内訳(令和5年度末時点)
 - － 一般会計市債発行額の推移(満期一括償還債・定時償還債の傾向)
- ・地方債(市債)の発行方式について
- ・主幹事方式の特徴と採用理由(POT方式含む)
- ・横浜市債の資金区分割合(平成30年度～令和5年度)
- ・市場公募債発行実績(令和元年度～令和5年度)
- ・横浜市サステナビリティボンド・フレームワーク

第Ⅲ章関連

- ・「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」(平成26年6月横浜市条例第29号)
- ・「横浜市の長期財政推計」(該当部分)
- ・各種財政指標の推移
- ・第三セクター等改革推進債の償還状況について
- ・横浜市減債基金条例

※ 資料編に掲載の各種資料及びデータについては、本レポートを発行した時点のものです。

序章関連

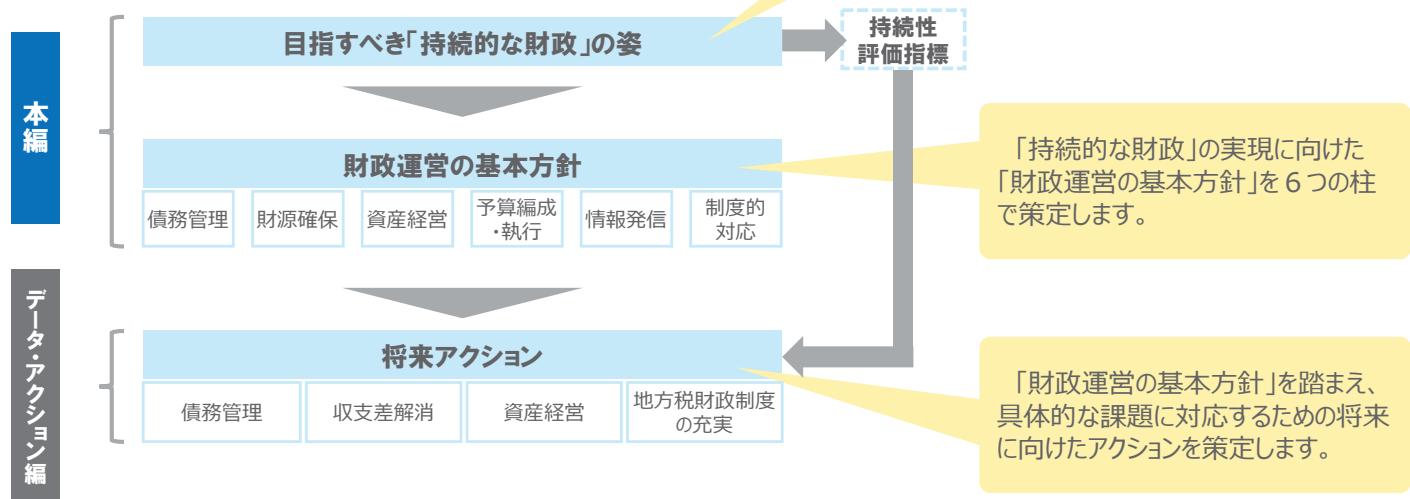


財政ビジョンの位置づけ・構成

財政ビジョンは、「財政責任条例」(※)の趣旨を具体化し、将来にわたる安定した市政運営の“土台”となる「持続的な財政」を実現するため、中長期の財政方針として策定します。

※「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」

【財政ビジョンの構成イメージ】



参考①：策定の背景・ねらい

① 現在及び将来の横浜市民への責任

〔現在の市民に対する責任〕

将来にわたり安心して生活や活動の基点を置いてもらえる持続可能な横浜市の姿を示すこと

〔将来の横浜市民への責任〕

現在の活力ある横浜市を今後も持続的に発展させていくこと

現在及び将来の横浜市民との間における市政運営上のリスク・コミュニケーションとして、財政運営における明確なビジョンの策定が必要。

※ リスク・コミュニケーション：
社会を取り巻くリスクに関する正確な情報を、議会はもとより、行政、市民、企業などのステークホルダーの間で共有し、相互に意思疎通を図ること

② 市政運営の前提条件の転換

〔本市の構造変化〕

人口動態の変化による市税収入の減少と社会保障経費の増加や、公共施設の老朽化

〔外部環境の変化・危機への対応〕

自然災害の大規模化・頻発化、感染症などの新たな脅威の出現

多くの人口を擁し、企業やインフラが集積する大都市・横浜の強みが、今後は大きなリスクに転換しかねない。市政運営の前提条件の転換を踏まえた財政運営のビジョンの策定が必要。

③ 3つのリスクへの中長期的な対応

〔本市が抱える中長期的なリスク〕

- ① 人口動態の変化（人口減少・高齢化）
- ② 大規模災害・緊急事態（自然災害・感染症）
- ③ 気候変動

これらリスクは、中長期的なスパンで表面化し、かつ影響が多大。その対応に当たっても短期的な取組だけでは不十分。現在から一定の規律・ビジョンをもってリスクの顕在化に備えた準備・対応を進めていく必要。

④ 特別自治市を見据えたより高度な自立性・自律性の確保

〔本市が目指す「特別自治市」の実現〕

「特別自治市」の実現は、市政運営においてより主体性を発揮しうる権限と責任を持つこと。

市政の土台となる財政運営においても、高度な自立性・自律性が求められる。

特別自治市を目指す中で、将来の財政運営とその基本的な方針について、責任あるビジョンを持つことが必要。



参考②：「財政責任条例」と財政ビジョンの位置づけ

横浜市では、平成26年6月に「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」(財政責任条例)が公布・施行されました。

本市では、これまでも、財政責任条例に基づき、中期的な健全性を確保した財政運営を行ってきました。今後は、より中長期的な視点を持って財政運営を行うため、財政ビジョンは、財政責任条例の趣旨を具体化・実効化するものとして位置付けて策定します。

【横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例】

将来にわたる責任ある財政運営の推進を目的として、

- ・市の財政運営に関する基本原則、
- ・市長・議会・市民の責務、
- ・財政目標、目標に向けた取組の設定、

など、財政運営に必要な事項を定めたものであり、これにより、必要な施策の推進と財政の健全性の維持との両立を図ることとしています。

第1条 目的

第2条 財政運営の基本原則

第3条 責務

第4条 目標の設定

第5条 取組

第6条 財政の健全性に関する比率の推計

第7条 財務書類の作成

第8条 財政運営の配慮事項

横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例(平成26年6月5日施行)※抜粋

(目的)

第1条 この条例は、横浜市(以下「市」という。)が行政需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、柔軟で持続可能な財政構造を構築し、自主的かつ総合的な施策を実施するため、市の財政運営に関する基本原則、市長、議会及び市民の責務その他財政運営に必要な事項を定めることにより、市民の受益と負担の均衡を図りつつ、必要な施策の推進と財政の健全性の維持との両立を図り、もって将来にわたる責任ある財政運営の推進に資することを目的とする。

(財政運営の基本原則)

第2条 市の財政運営は、前条の目的を達成するため、次に掲げる基本原則により、中長期的な視点を持って進めるものとする。

- (1) 市の歳入及び歳出の不斷の見直しを通じて、安定的で持続性のある財政運営を目指すとともに、社会経済情勢の著しい変動等による市の歳入の減少又は歳出の増加が市の財政及び市民生活に与える影響を軽減するよう図られること。
- (2) 市の資産について、その保有の必要性を厳格に判断し、適正に管理し、及び有効に活用するとともに、将来の世代の負担に配慮した適切な水準を維持すること。
- (3) 公共サービスに係る市民の受益と負担の均衡が図られること。

(責務)

第3条 市長は、市民の信託に基づく執行機関の長として、前条の基本原則にのっとり、予算の編成及びその適正な執行を行わなければならない。

2 議会は、市民の信託に基づく市民の代表機関として、前条の基本原則にのっとり、予算を議決し、予算の執行を監視し、及び決算を認定しなければならない。

3 市民は、行政活動によって得られる利益及び公共サービスが市民の相応の負担の上に成り立っていることを認識しなければならない。

(目標の設定)

第4条 市長は、第1条の目的を達成し、及び将来にわたる市民生活の安定を確保するため、横浜市議会基本条例(平成26年3月横浜市条例第16号)第13条第2号に規定する基本計画(以下「基本計画」という。)において、財政の健全性の維持のための目標を設定するものとする。

2 市長は、社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、前項の目標を変更することができる。

(取組)

第5条 市長は、前条第1項の目標の達成に資する実効性のある取組を基本計画において定めるとともに、取組の進捗状況を議会に報告するものとする。

2 市長は、社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、前項の取組を変更することができる。





「持続的な財政」の姿

行政と市民・議会の皆様の間で共有する財政の将来像（ビジョン）として、「持続的な財政」の姿を以下の通り定義します。

持続的な財政

「**安定性**」「**強靭性**」「**将来投資能力**」の3つの基礎的な性質が備わり、市政運営の土台としての基本的な役割が将来にわたり継続的に発揮できる状態の財政

安定性

市民の暮らしや活動を支える基礎的な行政サービスを提供し続けることができるこ

将来にわたって行政サービスの水準を大きく変動させることなく提供するために、財源を充実させながら、臨時財源には頼らず、事業を財源に見合ったものに適正化することが必要です。

強靭性

自然災害や社会経済情勢の急激な変動等に機動的かつ柔軟に対応し、市民生活を守ることができること

緊急時にもすぐに使える財源を確保し、市債も機動的に活用できるようにするほか、社会情勢に柔軟に対応して事業を行うことができるようになる必要があります。

将来投資能力

必要な資金を適時かつ効率的に調達しながら、市民生活の基盤となる公共インフラの維持や、市内経済の長期的な発展に向けた事業等を推進することができるこ

市債発行で借り入れた債務の償還財源を確保するとともに、債務の水準を適正に保つために、計画的に市債発行を行う必要があります。



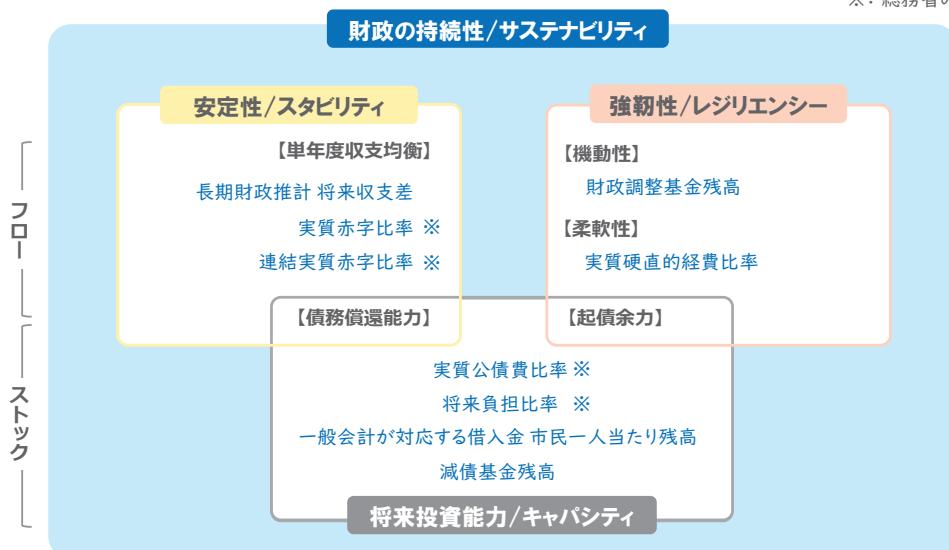
「いま、どの程度、持続的なのか？」—持続性評価指標

「持続的な財政」を目指すためには、「いま、どの程度、持続的なのか？」をデータで把握する必要があります。こうした観点から、「財政の持続性」をいくつかの要素に分けた上で、それについて「持続性評価指標」を設定します。

今後、これらの指標に基づき、財政の持続性についてモニタリングを行い、財政運営に反映していきます。

青字: 持続性評価指標

※: 総務省の定める「健全化判断比率」





財政運営の基本方針

「持続的な財政」の実現に向けて、「債務管理」「財源確保」「資産経営」「予算編成・執行」「情報発信」「制度的対応」の6つの柱から成る「財政運営の基本方針」に基づき、財政運営を行っていきます。

債務管理

- 市民一人当たり残高を中長期的に管理し、計画的・戦略的に市債を活用することで、債務ガバナンスを徹底します。
- 債務の償還資金は、償還スケジュールに合わせて、予算や減債基金への積立により確実に手当します。

資産経営

- 保有する土地・建物について、戦略的利活用により、価値の最大化を進めます。
- 公共施設が提供する機能・サービスを持続的に維持・向上させるため、保全・運営の適正化、規模の効率化、財源創出の3つの原則により公共施設マネジメントを推進します。

情報発信

- 財政に関する現在・過去・未来の情報やデータを市民の皆様としっかり共有し、協働・共創による市政への主体的な関わりへつなげます。

財源確保

- 財源の安定的・構造的充実に向け、総合的な施策に取り組みます。
- 従来の財源調達手段に捉われず、新たな考え方や手法を取り入れながら、財源を確保します。

予算編成・執行

- 成果志向・将来志向・公平性の3つの原則に基づき、「施策の推進と財政の健全性の維持」を真に両立する予算編成を行います。
- 十分な余力を確保し、臨機応変に対応できる強靭な財政構造を構築・維持します。
- 政策展開・行政運営において、データ活用を徹底します。

制度的対応

- 持続可能な市政運営の基盤となる地方税財政制度の充実に向け、行政現場の実情と客観的なデータに基づく具体的な国への提案・要望に取り組みます。



4つの将来アクション

「財政運営の基本方針」を踏まえ、具体的な課題に対応するため、4つの分野で、将来に向けたアクション（将来アクション）に取り組みます。

このうち、「地方税財政制度の充実」以外の3つのアクションでは、目標を定めて取り組みます。

① 債務管理アクション

目標：

「一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高」を2040年度に現在水準（約84万円）に抑制

② 収支差解消アクション

目標：

2030年度までに、減債基金に頼らず収支差を解消

③ 資産経営アクション

目標：

- 公共建築物の床面積を2040年度時点で現在水準より増やさず、2065年度までに1割縮減
- 未利用等土地を2030年度までに30ha、2040年度までに60ha利活用

④ 地方税財政制度の充実に向けた課題提起

持続可能な市政運営の基盤となる地方税財政制度の充実に向けた、データに基づく課題提起と、具体的な国への提案・要望





① 債務管理アクション

【ポイント】

- 今後、債務を中長期的な時間軸で管理（これまで4年間の目標 → 今後は20年間程度の目標を置き、4年間で進捗管理）
- 人口減少により債務償還の担い手が少なくなっていくことを踏まえて、「市民一人当たり残高」に着目
- こうした債務管理を行うため、「債務管理長期フレーム」を導入し、債務ガバナンスを強化

【目標】

「一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高」について
2040年度末残高を2021年度末残高程度に抑制

84万円程度

※ 一般会計が対応する借入金残高：一般会計で発行する市債残高に、特別会計・公営企業会計等の市債や借入金残高のうち、各会計の事業収入等ではなく、市税等により一般会計で償還費を負担する分を加えたもの。一般会計の負担でどれだけの市債・借入金を返済しなければならないかを示した残高。

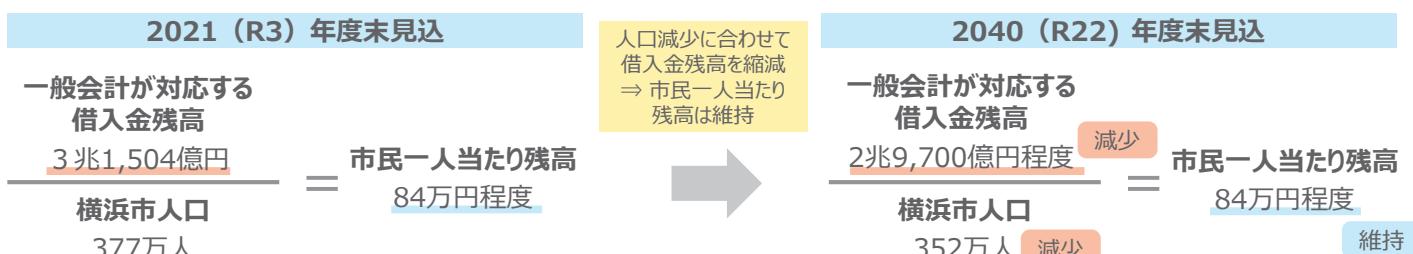
【目標に向けた取組（アクション）】

- ① 計画的・戦略的な「投資管理」
- ② 債務管理状況・債務償還能力の一層の見える化
- ③ 特別会計・公営企業会計における中長期見据えた投資計画の策定
- ④ 財源対策を目的とした減債基金の臨時の取崩からの脱却と計画的な積戻し



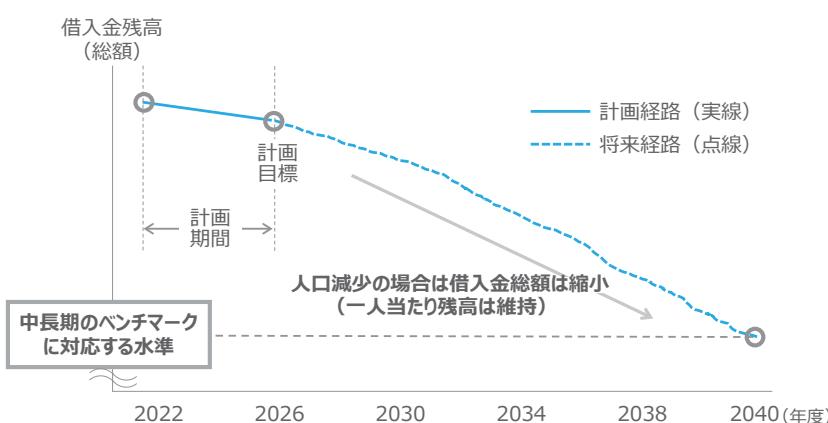
① 債務管理アクション

【目標設定の考え方】



※ 横浜市将来人口推計（平成29年12月公表）では、現在、377万人の本市の人口は、2040年に352万人、2065年に302万人まで減少する見込みとなっています（中位推計）。

【債務管理長期フレーム】



- ・ 債務管理長期フレームでは、2040年度の目標達成に向けて、当面4年間の債務残高縮減の目標を「計画経路」として設定します（中期4か年計画の財政目標とする）。
- ・ さらに、4年後から2040年度までの期間における債務残高の縮減のペースを「将来経路」として公表します。
- ・ 4年後には、新たな「計画経路」と「将来経路」を設定します。このように、2040年度の目標に向けて着実に債務残高の縮減を進めます。





② 収支差解消アクション

【ポイント】

- 2030年度の目標に向けて、「収支差解消フレーム」に沿って、段階的に取組を推進。
- 「収支差解消フレーム」では、「歳出改革」を段階的に進め、これにより2030年度に収支差を解消。その過程で、臨時財源である減債基金の活用を計画的に縮減し、2030年度には活用から脱却（活用上限額：1,000億円）。
- このほか、行政運営の効率化、協働・共創の推進、財源充実策などにも取り組む。

【目標】

2030年度までに減債基金の取崩による財源対策から脱却した上で
予算編成における収支差を解消

【目標に向けた取組（アクション）】

- ① 岁出ガバナンスの強化（歳出改革の推進）
- ② 行政運営の効率化とパフォーマンス向上
- ③ 多様な主体との協働・連携の強化によるオープンイノベーションの推進
- ④ 戦略的・総合的な財源充実策の展開
- ⑤ 減債基金の臨時の活用からの脱却



② 収支差解消アクション

【収支差解消フレームのイメージ】

長期財政推計における将来の収支差（中位推計）

2030年： ▲502億円 2040年： ▲823億円 2065年： ▲1,752億円



※ 収支差解消フレームは、ベンチマーク達成に向けた標準的な工程であり、金額は、長期財政推計（R4.1 更新版）を前提としたもので、今後変動する可能性があります。

【歳出改革】

- 「厳しい将来見通しにあっても後ろ向きにならず、子どもたちや将来市民のために、持続可能な市政に向け、創造・転換を図ること」を理念として、
 - ・「政策－施策－事務事業」の紐づけ
 - ・施策・事務事業評価制度の再構築
 - ・一般財源の充当額の多い上位100大事業について、現状や課題等を分析などを行いながら、全事業を対象に実施します。
- 具体的な内容は、今後策定する「行政運営の基本方針」で検討します。



■背景

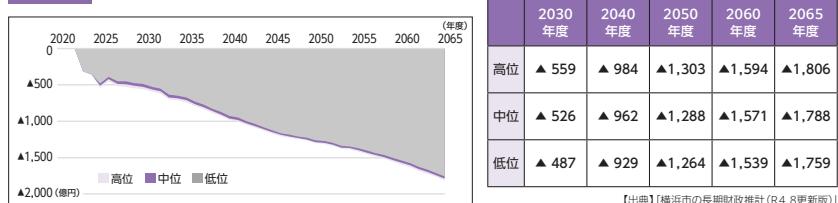
1 これまでの取組

これまで横浜市では、平成15年度から中期的な視点に立った財政運営を行い、平成26年6月施行の「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例（以下「財政責任条例」という。）」に基づき、基本計画（中期計画）ごとに、財政目標（第4条）と目標達成に向けた取組（第5条）を、市民・議会の皆様と共有しながら取り組んできました。

令和2年9月には、2065年度までの長期財政推計を初めて公表し、生産年齢人口の減少などによる市税収入の減や、高齢化の進展などに伴う社会保障経費の増が将来財政に与える影響を明らかにしました。

※ 平成15年に「中期財政ビジョン」を策定し、平成18年度までの中期的な財政運営指針などを取りまとめた。

参考1 長期財政推計における一般会計の収支差



参考2

主な指定都市の健全化判断比率の状況
(令和2年度決算)

	横浜市	名古屋市	大阪市	京都	神戸市	川崎市
実質公債費比率	10.5%	7.9%	2.7%	11.4%	4.3%	8.2%
将来負担比率	137.4%	104.4%	5.3%	193.4%	61.6%	122.0%

【出典】横浜市財政局

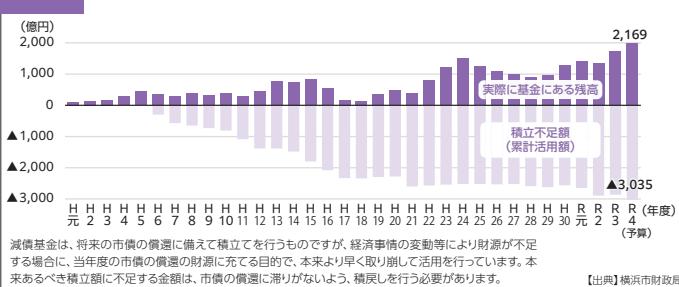
2 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」の策定（令和4年6月）

近年の予算編成では、減債基金の臨時の活用等により、行政サービスの水準を維持していることや、今後、人口減少と高齢化の進展や公共施設の老朽化等により、収支不足が更に拡大していくことから、本市の財政状況は持続性に欠けた危機的な状態にあります。

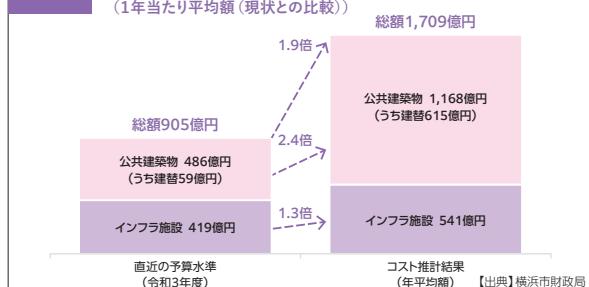
こうした厳しい見通しの中で、自然災害や感染症、経済の大きな変動といった危機にあっても、安定した行政サービスを提供し続け、市民生活を守るとともに、子どもたちや将来の市民に対して横浜の豊かな未来をつないでいく必要があります。そこで、「財政を土台」に持続可能な市政が進められるよう、**中長期の財政方針である「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」を策定しました。**

「財政ビジョン」では、**目指すべき「持続的な財政」の姿の実現に向けて、「債務管理」、「財源確保」、「資産経営」、「予算編成・執行」、「情報発信」、「制度的対応」の6つの柱からなる「財政運営の基本方針」**を掲げています。この基本方針に基づく、将来に向けて今から取り組むアクション（債務管理、収支差解消、資産経営、地方税財政制度の充実に向けた課題提起）を踏まえ、「施策の推進」と「財政の健全性の維持」の両立に向けて、財政目標を設定し、その目標のための取組を確実に進めていきます。

参考3 減債基金残高及び積立不足額の推移



参考4

公共施設の保全更新コストの推計
(1年当たり平均額(現状との比較))財政ビジョンの将来アクションで掲げる
中長期のベンチマークや目標

- 債務管理 「一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高」について、2040年度末残高を2021年度末残高程度に抑制
- 収支差解消 2030年度までに減債基金の取崩による財源対策から脱却した上で予算編成における収支差を解消
- 未利用等土地 基準時点（2021年度末）における未利用等土地と、基準時点以降に新たに生じる未利用等土地の総面積のうち、2030年度までに30haを適正化、2040年度までに60haを適正化
- 公共建築物 一般会計で整備・運営する本市保有の公共建築物の施設総量（=総床面積）について、2065年度に基準時点（2021年度末）から少なくとも1割を縮減、2040年度に基準時点以下に縮減（現状より増やさない）

3 今後4年間の取組

- 「施策の推進」と「財政の健全性の維持」の両立を図り、多様化・複雑化する課題に的確に対応していく持続可能な財政運営を進めます。

財政運営1	債務ガバナンスの徹底による中長期的な視点に立った債務管理
財政運営2	戦略的・総合的な取組による財源の安定的・構造的な充実
財政運営3	資産の総合的なマネジメント（ファシリティマネジメント）の推進
財政運営4	歳出ガバナンスの強化による効率的で効果的な予算編成・執行
財政運営5	市民の共感を生み出す情報発信と課題提起

- 財政運営1から5に掲げた「指標」は、財政責任条例第4条に基づく目標です。
また、「主な取組」は第5条に基づく取組です。

参考5

財政責任条例と財政ビジョン、基本計画等の関係



目標

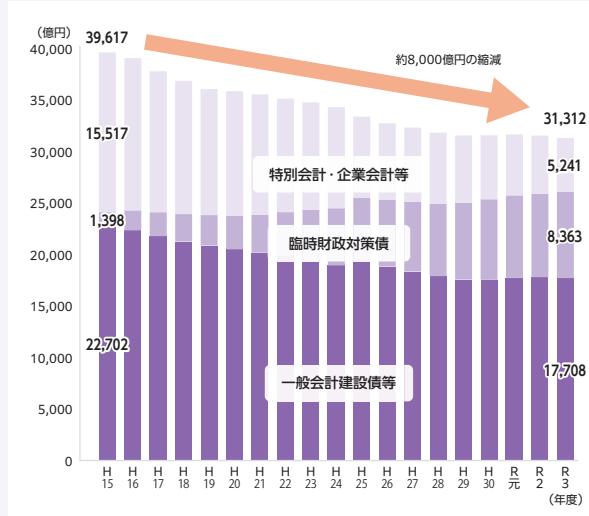
財政ビジョンにおける財政運営の基本方針（債務管理）に基づき、将来の市民負担を抑制しつつ、計画的・戦略的な市債活用を行い、一般会計が対応する借入金残高が適切に管理されています。

指標

一般会計が対応する借入金残高

直近の現状値	目標値
3兆1,312億円	3兆100億円以下

一般会計が対応する借入金残高



【出典】横浜市財政局

現状と課題

● 本市はこれまで、債務については一般会計で「横浜方式のプライマリーバランス」の考え方に基づき、計画的な市債発行と残高管理を進めてきましたほか、特別会計等の借入金についても一般会計負担分を明らかにし、市民の税負担等で返済する必要のある「一般会計が対応する借入金残高」を大きく縮減してきました。

● 今後、更に厳しい財政運営が見込まれる中、将来世代に過度な負担を先送りしないよう、人口減少に対応し、市民一人当たりの負担に着目しながら、中長期の時間軸で借入金残高全体を管理していく必要があります。

財政ビジョンにおける中長期のベンチマーク

「一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高」について2040年度末（令和22年度末）残高を2021年度末（令和3年度末）残高程度に抑制

● 市債の活用に当たっては、引き続き、安定的な調達及び中長期的な調達コストの抑制に取り組むとともに、市債管理の透明性と債務償還能力に対する信頼を高める必要があります。

● 特別会計^{*1}及び企業会計については、引き続き、経営戦略^{*2}（経営計画・会計運営計画）に基づき、中長期を見据えた経営基盤の強化や財政マネジメントの向上、計画的かつ効率的な事業運営に取り組む必要があります。

※1 特別会計：港湾整備事業費、中央卸売市場費、中央と畜産場費、市街地開発事業費、自動車駐車場事業費、新規園事業費、風力発電事業費

※2 経営戦略：公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画

○ 主な取組

1 計画的・戦略的な市債活用と残高管理

- 計画的な市債発行や確実な公債費の償還を通じて、「一般会計が対応する借入金残高」の管理を進めます。

4年間の市債活用計画及び一般会計が対応する借入金残高の推移見込み

	3年度決算	4年度予算	5年度	6年度	7年度	4か年計
一般会計市債活用額	1,494億円	1,360億円				
建設地方債	908億円	965億円				
臨時財政対策債	587億円	395億円				
一般会計が対応する借入金残高	3兆1,312億円	3兆1,465億円	3兆900億円～3兆100億円程度			
一人当たり残高	83万円	84万円程度		82～80万円程度		

必要な公共投資を進めつつ、建設地方債の管理に留意し、臨時財政対策債も含めて計画的に活用していきます。

横浜方式のプライマリーバランス：令和4年度 +206億円、令和5～7年度：+210～+150億円程度

2 市場から信頼される市債の安定的かつ円滑な発行

- 計画的な市債活用の一環として、市場動向を見据えた市債の調達先の最適化や市場ニーズに合った手法の多様化（ESG債^{*3}などの活用）を進め、引き続き、安定的な調達及び中長期的な調達コストの抑制に取り組みます。
- 市債管理の透明性と債務償還能力に対する信頼を高めるため、市の財政状況や市債の発行・償還状況について、投資家の方々を中心に、広く市民の方々にも理解が促進するよう、「公債管理レポート（仮称）」として情報発信していきます。

※ ESG債とは、環境事業や社会貢献事業を資金使途として発行する債券をいう。

3 計画的・戦略的な投資管理の推進

- 一般会計や特別会計、企業会計における大規模な市債活用が必要な投資事業については、事業の計画段階で、一般会計負担や市債の活用額・償還財源、投資による事業効果の見込み等について明らかにするとともに、事業期間中や事業完了後といった機会を捉え検証を行います。
- 市全体の投資事業を全体最適化する観点から、予算編成に先立ち、全体の投資水準の検討・調整を行い、計画的・戦略的な投資管理を行います。

4 特別会計・企業会計等の更なる健全化の推進

- 特別会計及び企業会計については、引き続き、経営戦略（経営計画・会計運営計画）に基づき、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上、計画的かつ効率的な事業運営に取り組みます。「経営計画」「会計運営計画」については、債務ガバナンスを更に強化する観点から、4年間の収支見通しを盛り込みます。
- 「社会経済情勢の変化等により一般会計での負担が必要となった事業」について、これまでの対応を踏まながら、以下のとおり、計画的に対応していきます。

南本牧埋立事業	◆令和4年度末に埋立を完了し、保有土地の売却を進めるとともに、その後の会計の廃止に向けて、新規廃棄物処分場整備に伴う負担（護岸費相当額 平成13年度末：約900億円）と収支不足（約600億円）について一般会計で計画的に負担します。（一般会計負担期間：平成16～令和14年度、令和3年度まで）一般会計負担額：約850億円）
(一財) 横浜市道路建設事業団	◆（一財）横浜市道路建設事業団の民間借入金等の債務（平成14年度末：約910億円）について、一般会計で計画的に負担します。（計画的処理期間：平成15～令和4年度、令和3年度までの一般会計負担額：約888億円）

一般会計が対応する借入金残高総額

直近の現状値	目標値
3兆1,312億円	3兆100億円以下

取組目標

直近の現状値	目標値
①検討 ②検討	①発行 ②公表（令和4年度：試行、令和5年度以降：本公表）

投資管理の推進

直近の現状値	目標値
・公共事業評価制度の実施 ・横浜市経営会議や予算編成の中で投資事業の議論を実施	投資管理の推進

直近の現状値	目標値
①経営計画、会計運営計画 ②社会経済情勢の変化等により一般会計での負担が必要となった事業等への対応	①経営計画、会計運営計画における収支見通しの長期化（10年以上） ②計画的・効率的な事業運営

令和7年度地方財政対策のポイント

総務省自治財政局
令和6年12月27日

通常収支分

1 一般財源総額の確保等

- 一般財源総額(交付団体ベース)を63.8兆円(対前年度比+1.1兆円)確保
- 地方交付税総額を19.0兆円(対前年度比+0.3兆円)確保

・一般財源総額(交付団体ベース) (※ 不交付団体を含めた一般財源総額)	63.8兆円 (67.5兆円)	対前年度比 +1.1兆円 (同 +1.8兆円)
・地方税・地方譲与税	48.4兆円	同 +3.0兆円
・地方特例交付金等	0.2兆円	同 ▲0.9兆円
・地方交付税	19.0兆円	同 +0.3兆円
・臨時財政対策債	—	同 皆減

※一般財源総額(交付団体ベース)は「給与改善費(仮称)」計上分を除くと対前年度比+0.9兆円
(注)端数処理のため合計が一致しない場合がある

- いわゆる「103万円の壁」に係る令和7年度の地方交付税の減収影響(0.2兆円)を含めても、上記のとおり適切に地方財源を確保

2 地方財政の健全化

- 臨時財政対策債は、平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行額ゼロ
- 交付税特別会計借入金について、これまで償還を後年度に繰り延べてきたもののうち、令和6年度までの繰延べ分2.2兆円について、令和7年度に償還

3 DX、防災・減災対策の推進

- 自治体DX・地域社会DXを推進するため、「デジタル活用推進事業費(仮称)」(0.1兆円)を創設(地方財政法の特例を設け、地方債の発行を可能とする)
- 緊急浚渫推進事業費について、事業期間を令和11年度まで5年間延長し、令和7年度については0.11兆円(前年度同額)を計上

4 人件費の増加への対応

- 常勤職員・会計年度任用職員に係る給与改定(0.8兆円)及び教職調整額の引上げ(令和7年度:0.01兆円)に必要な財源を確保
- 令和7年度の給与改定に備え、「給与改善費(仮称)」(0.2兆円)を計上

5 物価高への対応

- 自治体施設の光熱費・施設管理の委託料の増加を踏まえ、0.1兆円(前年度比+0.03兆円)を計上

東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.1兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

主な歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

区分		7年度 A	6年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳入	地方税	45.4	42.7	2.7	6.4
	地方譲与税	3.0	2.7	0.2	8.7
	地方特例交付金等	0.2	1.1	▲ 0.9	▲ 82.9
	地方交付税	19.0	18.7	0.3	1.6
	国庫支出金	17.1	15.8	1.3	8.2
	地方債	6.0	6.3	▲ 0.4	▲ 5.5
	臨時財政対策債	0.0	0.5	▲ 0.5	皆減
	臨時財政対策債以外	6.0	5.9	0.1	1.8
	その他	6.4	6.3	0.1	2.0
	計	97.0	93.6	3.4	3.6
一般財源 (交付団体ベース)	一般財源	67.5	65.7	1.8	2.8
	(交付団体ベース)	63.8	62.7	1.1	1.7
歳出	給与関係経費	21.0	20.2	0.7	3.7
	退職手当以外	19.9	19.2	0.7	3.7
	退職手当	1.1	1.1	0.0	4.0
	一般行政経費	45.6	43.7	1.9	4.4
	補助	26.6	25.1	1.4	5.7
	単独	15.9	15.4	0.5	3.3
	うちデジタル活用推進事業費(仮称)	0.1	0.0	0.1	皆増
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.5	1.5	0.0	0.6
	新しい地方経済・生活環境創生事業費(仮称)	1.2	1.3	▲ 0.1	▲ 4.0
	うち 地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち 地域デジタル社会推進費	0.2	0.25	▲ 0.05	▲ 20.0
	地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	公債費	10.7	10.9	▲ 0.2	▲ 1.5
	維持補修費	1.6	1.5	0.0	1.0
	うち 緊急浚渫推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
	投資的経費	12.1	12.0	0.1	1.0
	直轄・補助	5.7	5.6	0.1	2.2
	単独	6.4	6.4	0.0	0.0
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.5	0.0	4.2
	うち 緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	うち 脱炭素化推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
	公営企業繰出金	2.3	2.3	▲ 0.0	▲ 1.7
	水準超経費	3.8	3.0	0.8	26.5
	計	97.0	93.6	3.4	3.6

※ 精査中のものであり、今後、異動する場合がある。

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない場合がある。

令和7年度地方債計画について①

令和7年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、自治体DX・地域社会DXの推進、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定している。

1 通常収支分

(1) 概況

総額は9兆885億円となり、前年度に比べて1,299億円、1.4%の減となっている。

このうち、普通会計分は5兆9,602億円で、前年度に比べて3,501億円、5.5%の減、公営企業会計等分は3兆1,283億円で、前年度に比べて2,202億円、7.6%の増となっている。

(2) デジタル活用推進事業の創設

地方公共団体が、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等を加速するための情報システムや情報通信機器等の整備に取り組んでいけるよう、デジタル活用推進事業を創設(地方財政法を改正)することとし、900億円を計上している。

(3) 緊急防災・減災事業の推進

地方公共団体が、喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業において、対象事業を拡充(緊急消防援助隊の無人走行放水ロボットの整備等)することとし、5,000億円を計上している。

(4) 緊急自然災害防止対策事業の推進

地方公共団体が、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、4,000億円を計上している。

(5) 緊急浚渫推進事業の推進

令和7年度以降も、地方公共団体が、引き続き緊急に河川等の浚渫を実施できるよう、緊急浚渫推進事業を令和11年度まで延長(地方財政法を改正)するとともに、対象事業を拡充(農業用排水路)することとし、1,100億円を計上している。

(6) 公共施設等の適正管理の推進

地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、集約化・複合化に係る事業の対象を拡充(集約化・複合化等に伴う施設の除却)することとし、4,500億円(前年度に比べて180億円、4.2%の増)を計上している。

(7) 脱炭素化推進事業の推進

地方公共団体が、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施できるよう、900億円を計上している。

令和7年度地方債計画について②

(8) こども・子育て支援事業の推進

地方公共団体が、地域の実情に応じてこども・子育て支援機能強化のための施設整備・改修、施設の環境改善を速やかに実施できるよう、450億円計上している。

(9) 過疎対策事業の推進

人口減少や施設の老朽化を踏まえた公共施設の適正管理等を推進しつつ、過疎地域の持続的発展に資する事業を計画的に実施できるよう、5,900億円(前年度に比べて200億円、3.5%の増)を計上している。

(10) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

地方公営企業による住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進するため、防災対策や脱炭素化の取組及び事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。

(11) 地方債資金の確保

公的資金については、前年度と同程度の割合(全体の42.6%)を確保している。また、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、共同発行市場公募債としてグリーンボンドを発行するなど、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしている。

(12) 財政融資資金の償還期間の延長

過疎対策事業のうち公共施設マネジメント特別分に限り、固定金利方式(12年以内(うち据置3年以内))による貸付の償還期間を、以下のとおり延長することとしている。

- ① 義務教育諸学校及び高等学校施設については、25年以内(うち据置3年以内)。
- ② 診療施設のうち病院、診療所及び職員宿舎、下水道施設、簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設、一般廃棄物処理施設については、30年以内(うち据置5年以内)。

2 東日本大震災分

(1) 概況

復旧・復興事業として総額15億円を計上している。

(2) 地方債資金の確保

東日本大震災分については、その所要額について全額を公的資金で確保することとしている。

令和7年度地方債計画について③

【参考1】通常分・特別分の状況(通常収支分と東日本大震災分の合計)

区分	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減額		増減率 (C) / (B) × 100
			(A) - (B)	(C)	
普通会計分	59,613	63,105	△3,492		△5.5
通常分	51,113	50,061	1,052		2.1
特別分	8,500	13,044	△4,544		△34.8
臨時財政対策債	0	4,544	△4,544		皆減
財源対策債	7,600	7,600	0		0.0
退職手当債	800	800	0		0.0
調整	100	100	0		0.0
公営企業会計等分	31,287	29,086	2,201		7.6
総計	90,900	92,191	△1,291		△1.4
通常分	82,400	79,147	3,253		4.1
特別分	8,500	13,044	△4,544		△34.8

(注)1 公営企業会計等分はすべて通常分である。

2 財源対策債については、公共事業等債等の内数である。

【参考2】地方債資金の構成内訳(通常収支分と東日本大震災分の合計)

区分	令和7年度計画 (A)		令和6年度計画 (B)		差引 (A)-(B)	増減率 (C) / (B) × 100
		構成比		構成比		
公的資金	38,776	42.7	39,415	42.8	△639	△1.6
財政融資資金	22,699	25.0	23,258	25.2	△559	△2.4
地方公共団体金融機関資金 (国の予算等貸付金)	16,077 (-177)	17.7 -	16,157 (-351)	17.5 -	△80 (△174)	△0.5 (△49.6)
民間等資金	52,124	57.3	52,776	57.2	△652	△1.2
市場公募	32,600	35.9	33,100	35.9	△500	△1.5
銀行等引受	19,524	21.4	19,676	21.3	△152	△0.8
合計	90,900	100.0	92,191	100.0	△1,291	△1.4

(注)1 市場公募地方債については、借換債を含め6兆4,100億円(前年度比3,700億円、6.1%増)を予定している。

2 国の予算等貸付金の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含めていない。

令和7年度市場公募地方債について

【令和7年度市場公募地方債発行予定額（借換分を含む）】

合計 6.4兆円程度 (⑥ 6.0兆円程度)

全国型市場公募地方債	6.4兆円程度 (⑥ 6.0兆円程度)
10年債	3.2兆円程度 (⑥ 3.2兆円程度)
共同発行分	1.2兆円程度 (⑥ 1.2兆円程度)
個別発行分	2.0兆円程度 (⑥ 2.0兆円程度)
中期債（5年債等）	1.0兆円程度 (⑥ 0.9兆円程度)
超長期債（20年債、30年債等）	0.2兆円程度 (⑥ 0.4兆円程度)
フレックス分	1.9兆円程度 (⑥ 1.5兆円程度)
住民参加型市場公募地方債	225億円程度 (⑥ 225億円程度)

(注)1 上記数値は、表示数値未満を四捨五入したものであるので、合計と一致しない場合がある。

(注)2 上記の発行予定額は変更される可能性がある。

(注)3 共同発行分には、共同発行分（グリーンボンド）での発行を予定している額を含む。

(注)4 フレックス分には、償還年限未定分を計上している。

〈参考〉市場公募地方債の地方債計画（当初）計上額推移

(単位：兆円)

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
市場公募地方債計画額	3.7	3.8	3.8	3.9	3.9	4.5	3.7	3.4	3.3	3.3
地方債計画額に占める割合	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	35.9%	35.9%	35.9%	35.9%

【序章 関係法令】

地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)(抄)

(地方債の制限)

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。)
- 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
- 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費(公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。)及び公用用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)の財源とする場合

第五条の三

(途中省略)

- 10 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第七項各号に掲げる地方債並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。

附 則(抄)

(令和五年度から令和七年度までの間における地方債の特例等)

第三十三条の五の二 地方公共団体は、令和五年度から令和七年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の三第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従って総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

- 2 前項の規定により地方公共団体が起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

第Ⅰ章関連

令和6年度地方債同意等基準

令和6年総務省告示第134号

第一 総括的事項

一 地方債同意等基準の策定方針等

- 1 地方債同意等基準は、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第5条の3第10項の規定に基づき、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるとともに、その運用の公正・透明性の確保を図る観点から、定めるものとする。
- 2 令和6年度の地方債の同意又は許可（以下「同意等」という。）は、令和6年度地方債計画の事業別計画額を基準として行うものとする。

また、地方債の資金に関しては、公的資金は民間資金の補完であることを基本とし、各資金及び事業の性格、事業量並びに地方公共団体の資金調達能力、財政状況及び財政運営の健全性等を踏まえた適切かつ柔軟な資金配分を行うものとする。

二 地方債協議等のスケジュール等

- 1 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号。以下「地財令」という。）第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体の地方債の協議又は許可申請（以下「協議等」という。）に係る同条第2項若しくは第21条第2項に規定する総務大臣が定める期間又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「健全化令」という。）第14条第1項に規定する総務大臣が定める期間は、原則として、通常の場合の協議等にあっては7月までの間で総務大臣が定める日まで、国の補正予算等による地方負担額の増その他事業費の増等に伴う追加の協議等にあっては当該年度末までの間で総務大臣が定める日までの期間とする。

また、民間等資金債（市場公募債及び銀行等引受債をいう。以下同じ。）の4月から7月発行等のため、早期の同意等を要する場合には、別に定めるところにより、当該地方債の発行に支障を来さないよう早期の協議等を行うものとする。

- 2 地方債の同意等に関する地方自治法（昭和22年法律第67号）

第250条の3第1項に規定する通常要すべき標準的な期間は、協議等から同意等まで、おおむね1か月とし、当該年度末までに同意等が行われるものとする。

- 3 本基準における用語の使用については、地財法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）、地財令、健全化令及び地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号。以下「省令」という。）の例による。
- 4 本基準のほか、各年度の地方債の同意等に当たり必要な事項は別に定める。

第二 協議団体に係る同意基準

一 一般的同意基準

1 一般的事項

- (1) 地方債の協議は、地方債計画の事業区分を基本とし、二に定める事業区分を協議の単位として行うものとする。
- (2) 地方債の協議においては、原則として、一般的同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

2 地方債を財源とする事業

地方債の発行は、世代間の負担の公平や地方債を発行する地方公共団体の財政運営の健全性、財政秩序の維持、受益者負担の原則等を損なわないものである必要があり、それぞれの事業に係る同意に当たっては、次のような点についても、留意するものとする。

- (1) 公営企業（主としてその経費（一般会計又は他の特別会計からの繰入れ（以下「他会計繰入金」という。）による収入をもって充てることとされている経費を除く。）を当該事業により生じる収入をもって充てることのできる事業をいう。以下同じ。）の財源に充てるための地方債（以下「公営企業債」という。）については、建設改良費及び準建設改良費（省令第12条及び附則第8条に規定する建設改良費に準ずる経費をいう。）（以下「建設改良費等」という。）等の公営企業に要する経費の財源とする場合であって、償還期限を定めない公営企業債の場合を除き、当該経費が合理的な期間内に、当該事業により生じる収入、合理的な範囲内における他会計繰入金等によ

って、確実に回収されることが見込まれると認められるものであること。

- (2) 出資金又は貸付金の財源に充てるための地方債については、出資金にあっては、地方債の償還財源としての出資金が当該地方公共団体の財産として将来にわたり出資先に維持される等地方債を財源として出資を行うことに合理性があるものであること。貸付金にあっては、貸付金の回収が確実と認められるものであること等地方債を財源として貸付けを行うことに合理性があるものであること。
- (3) 借換債については、当初の実質的な償還年限の範囲内のものであって地方公共団体の負担の増大をもたらすものでないもの、施設の耐用年数に比して財源とした地方債の償還期間が短いこと等により元利償還の平準化や償還年限の延長を図ることに合理的な理由がある場合等であって、借換後の償還年限が、施設の耐用年数の範囲内である等当該地方公共団体の財政運営上、適切と考えられるものであること。
- (4) 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費（以下「災害復旧事業費等」という。）の財源に充てるための地方債については、当該災害復旧事業等の対象とする公共施設、公用施設等の復旧に必要な範囲内のものであること。また、災害救助事業等の財源とする場合においては、地方交付税による財源措置等との均衡がとれた範囲内のものであること。
- (5) 公共施設又は公用施設の建設事業費の財源に充てるための地方債については、当該事業に係る地方債の元利償還を主として税等によることが適當と認められる事業であって、かつ、事業費のうち地方債を財源とする割合が、世代間の負担の公平等の観点から適當と認められる範囲内のものであること。
- (6) 補助金の財源に充てるための地方債については、地財法第5条第5号に規定する法人が行う地方公共団体が自ら公共施設を建設する事業と同様の建設事業であって、助成の範囲が公共性等の観点から合理的な範囲のものであること。
- (7) 公共施設等の除却に要する経費の財源に充てるための地方債については、地財法第33条の5の8に規定する地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計

画（以下「公共施設等総合管理計画」という。）に基づいて行われることにより、財政負担の軽減、平準化等が図られると認められる除却事業を対象とするものであること。

3 債還年限等に関する事項

債還年限については、それぞれの事業に係る公的資金の債還年限との均衡や次に掲げる事項に留意するとともに、公的資金の債還年限が最長30年（建設改良費等に係る公営企業債（一般会計債のうち、公営企業の施設の整備に係る過疎対策事業を含む。）にあっては最長40年）であることに照らし、原則として、債還年限は30年以内（建設改良費等に係る公営企業債にあっては40年以内）とすることが適当であるものとする。

なお、複数の目的の地方債を一括して民間等資金（市場公募資金及び銀行等引受資金をいう。以下同じ。）により発行する場合にあっては、当該複数の目的を考慮した債還年限を設定することが必要であるものとする。

(1) 公営企業債の債還年限については、債還期限を定めない公営企業債の場合を除き、建設改良費等に係る公営企業債の債還年限は、公営企業債を財源として建設又は改良しようとする施設の耐用年数等の範囲内であり、当該地方債の償還が料金等の収入によって賄われる期間内のものであること。

なお、施設の耐用年数が著しく長期であること等により、資本費の平準化を図るべき合理性を有する場合には、一定の元利償還金について、公営企業債を財源とすることができるものであること。

(2) 出資金又は貸付金の財源に充てるための地方債の債還年限については、出資金にあっては、当該出資に係る対象団体又は対象事業に応じ、償還に要する元利償還金と当該出資により得られる収入や効果との均衡がとれる範囲内のものであること。貸付金にあっては、当該貸付けの債還年限との均衡がとれているものであること。

(3) 借換債の債還年限については、当該借換えの対象となる地方債を財源とする事業の状況、施設の耐用年数、当該団体の公債費負担等の財政状況を踏まえ、適当と認められるものであること。

- (4) 災害復旧事業費等の財源に充てるための地方債の償還年限については、財政上の応急措置として負担を後年度に繰り延べる趣旨を踏まえ、当該団体の財政状況、災害復旧事業の事業量や事業期間等の均衡を考慮した上で、速やかな償還期間を設定しているものであること。
- (5) 公共施設又は公用施設の建設事業費の財源に充てるための地方債の償還年限については、当該地方債を財源として建設しようとする公共施設又は公用施設の耐用年数の範囲内であり、世代間の負担の公平の観点から、適當と考えられるものであること。

4 資金に関する事項

(1) 公的資金

原則として、地方債計画上、当該公的資金を充当することを予定している事業に充当するものであること。

(2) 民間等資金

地方債の資金の調達がおおむね見込まれるものであって、かつ金利等の条件について当該地方公共団体に多大な財政負担をもたらすものでないこと。

（以下省略）

令和6年度地方債同意等基準運用要綱

第一 協議等手続に関する事項

令和6年度における地方債の協議及び許可に関する手続を円滑に進めるため、令和6年度地方債同意等基準（令和6年総務省告示第134号。以下「同意等基準」という。）に基づき、令和6年度地方債計画（令和6年総務省告示第135号）で予定している地方債についての協議又は許可申請（以下「協議等」という。）における同意又は許可（以下「同意等」という。）に係る手続については、同意等基準に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

一 一般的事項

1 地方債の同意等額については、原則として、同意等基準において協議等手続が適用される事業区分の対象事業に係る「地方負担額」又は「起債対象事業費」に地方財政法施行令（昭和23年政令第267号。以下「地財令」という。）第20条第4項の規定に基づき定める令和6年度地方債充当率（令和6年総務省告示第136号）に掲げる充当率を乗じて得た額の範囲内の額とするものであること。

(1) 「地方負担額」とは、地方公共団体が施行する国庫補助負担事業において地方債を財源とすることができる経費であって補助要綱等に基づき算出した国庫支出金の対象事業費又は国庫補助基本額から国庫支出金（翌年度に交付される補助率差額見込額を除く。）、法令等に基づき国庫支出金に伴って交付することを義務付けられた市町村に対する都道府県支出金及び他団体負担金その他の控除すべき財源（以下「国庫支出金等」という。）を控除した額、又は、国直轄事業負担金の額から他団体負担金その他の控除すべき財源を控除した額にそれぞれ事業の実施に直接必要な事務的経費を加えた額をいうものであること。

(2) 「起債対象事業費」とは、地方単独事業であって、地方債を財源とすることができる経費の額をいうものであること。なお、公共施設又は公用施設に付随するものの工事に要する経費のほか、次のような経費も対象となるものであること。

ア 建設事業と一体として整備される備品で建設される施設等と一体不可分的な機能を有するものの購入費

ただし、原則として一品当たりの取得価格が20万円以上であって、かつ耐用年数が5年以上のものを対象とするものであること。

イ 建設事業を実施するために直接必要であり、かつ、適正な範囲内の事務的経費（職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費等の物件費及び人件費をいう。）。

(3) 建設事業を実施するために直接必要な事務的経費については、次の範囲内のものは概ね適正な範囲内の事務費として取り扱うものであること。なお、それ以上に必要な事務費がある場合には、実績等に応じ、それによることも差し支えないもので

あること。

ア 平成22年度に補助金の事務費が廃止された国土交通省及び農林水産省の補助事業の実施に直接必要な事務費

(ア) 新規事業（平成22年度以降に新規に補助金の交付決定通知を受けた事業）については工事費の5.0%以内の額

(イ) 継続事業 ((ア)以外の事業) については廃止前の補助基準に定められていた計算方法により算出した事務費の範囲内の額

イ ア以外の補助事業については、補助基準に定める事務費の範囲内の事務費

ウ 単独事業

(ア) 設計監督費については、設計監督を外部に委託する場合には、当該委託費の実所要額。外部に委託せずに設計監督を行う場合には、全体事業費の2.75%以内の額

(イ) (ア)以外の事務費については全体事業費の2.75%以内の額

(ウ) 水道事業、港湾整備事業及び下水道事業については、設計監督費とその他の事務費を合わせて全体事業費の6.0%以内の額

(エ) 交通事業、電気事業、地域開発事業及び有料道路事業・駐車場整備事業については適正必要額

(オ) 災害復旧事業及び工業用水道事業については補助事業と同様の計算方法により算出した事務費の範囲内の額

2 用地費等の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

(1) 公営企業に係るものを除き、原則として、当該年度に施設の建設事業を行うもの及び用地の取得と併せて造成事業又は設計を行うもので次年度に施設建設が確実に行われる見込みのあるものについて、該当の事業債の対象とするものであること。また、用地の取得のみであっても国庫負担事業又は国庫補助事業の対象とされたものについては、該当の事業債の対象とするものであること。それ以外の公共用地の先行取得は、公共用地先行取得等事業債の対象とするものであること。

(2) 公営企業に係る用地の取得については、用地特別会計で取得するものを除き、事業の用に供することが確実に見込まれるものは、該当の事業債の対象とするものであること。

(3) 用地費には、別に定めのない限り、借地権、地上権等の設定等に要する経費、用地買収に伴う補償費、整地費、造成費（既に所有している用地に係るものを含む。）、用地の取得に当たって直接必要となる交渉費、測量費その他必要な諸経費も対象とするものであること。

(4) 既存施設の解体工事に要する経費については、原則として、既存建物を撤去しなければ、施設の新增築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」と

いう。) 第5条第5号の経費に該当するものと解されること。このため、協議等手続においては、当該年度に新施設の建設事業を行うもの又は次年度に新施設の建設事業が確実に行われる見込みのあるものについて、新施設の建設事業と一体の事業として該当事業債の対象とするものであること。

- (5) 既存施設の点検・調査等に要する経費については、建設事業の実施に当たり詳細な点検・調査等をしなければ工事方法の決定ができない場合等、建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、地財法第5条第5号の経費に該当するものと解されること。このため、協議等手続においては、原則として、当該年度に施設の建設事業を行うもの又は次年度に施設の建設事業が確実に行われる見込みのあるものについて、施設の建設事業と一体の事業として該当事業債の対象とするものであること。

3 前年度以前に用地特別会計において公共用地先行取得等事業により取得した用地又は土地開発基金を活用して取得した用地を一般会計等が再取得する場合は、当該再取得の支出財源としてそれぞれの事業債を充てることができるものであること。

また、市場公募債等で特に必要がある場合には、当該年度における他の用地先行取得事業への起債目的の変更、あるいは、公共用地先行取得等事業の額の範囲内における他の事業債への目的変更も可能であること。この場合においては、一般会計における新たな起債として、協議等を行うことが必要であること。

4 公営企業債の発行を予定している公営企業のうち、以下の事業については、事業開始後一定期間内において収支相償する事業であることが収支計画（投資・財政計画）において確認できるものを対象とするものであること。

- (1) 赤字の事業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用している事業（以下「法適用企業」という。）にあっては繰越欠損金を有し、又は資金不足額（地財法第5条の4第3項に規定する資金の不足額をいう。以下(1)において同じ。）を有する企業とし、地方公営企業法を適用していない事業（以下「法非適用企業」という。）にあっては資金不足額を有する企業とする。）
(2) 新規事業（新たに企業会計を設置し事業を開始する場合、大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なることとなる場合を含む。）
(3) 準建設改良費に充当する公営企業債を起こすこととしている事業
(4) 建設改良費等以外の経費に充当する公営企業債を起こすこととしている事業

5 公営企業の脱炭素化の取組に要する経費に係る地方債（公営企業債（脱炭素化推進事業））の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画（同条第2項に掲げる事項について定める計画）に基づく、公営企業の事務及び事業の脱炭素化のための事業であり、具体的には次の事業を対象とするものであること。

- ア 太陽光発電設備及び太陽光発電設備に付随する蓄電池、自営線、EMS（エネルギー・マネジメントシステム）等の整備に関する事業（売電を主たる目的とする場合を除く。）
- イ 地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に定めるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）基準相当に適合させるための改修又はZEB基準相当に適合する公営企業施設の新築、増築若しくは改築に関する事業であり、具体的には次の設備の整備に関する事業
- (ア) 空気調和設備その他の機械換気設備
 - (イ) 照明設備
 - (ウ) 給湯設備
 - (エ) 昇降機
- (オ) 太陽光発電設備及びコーチェネレーション設備（売電を主たる目的とする場合を除く。）
- (カ) BEMS（ビルエネルギー・マネジメントシステム）
- ウ 省エネルギー改修の実施に係る次の事業
- (ア) 省エネルギー基準（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合させるための改修事業であり、具体的には次の設備の整備に関する事業
 - a 空気調和設備その他の機械換気設備
 - b 照明設備
 - c 給湯設備
 - d 昇降機
 - e コーチェネレーション設備（売電を主たる目的とする場合を除く。）
 - f BEMS（ビルエネルギー・マネジメントシステム）
 - (イ) (ア)に掲げる設備以外の設備に係る省エネルギー改修事業（省エネルギー・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネルギー設備の導入等）であって、設備を改修することで、改修前と比較し、二酸化炭素排出量を15%以上削減できる事業（売電を主たる目的とする設備の改修を除く。）
- エ LED照明の導入のための改修事業
- オ 電動車の導入（公用車に係る電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車の導入に限る。）及び主として公用車に充電を行うための充電設備の整備に関する事業
- カ 水道事業（上水道事業）及び工業用水道事業における小水力発電のための設備並びに小水力発電のための設備に付随する蓄電池、自営線、EMS（エネルギー・マネジメントシステム）等の整備に関する事業（売電を主たる目的とする場合を除く。）

く。)

キ 交通事業（自動車運送事業）における電動バスの導入（電気バス、燃料電池バス及びプラグインハイブリッドバスの導入に限る。）に関する事業及び電動バスに充電を行うための充電設備の整備に関する事業

ク 下水道事業における次に掲げる設備及び当該設備に付随する蓄電池、自営線、熱導管、EMS（エネルギー・マネジメントシステム）等の整備に関する事業

(ア) 下水汚泥のエネルギー利用（バイオガス発電（売電を主たる目的とする場合を除く。）又は固形燃料化）のための設備

(イ) 下水熱の利用のための設備

(ウ) 下水汚泥資源の肥料利用（汚泥の肥料利用又はリン回収）のための設備

(エ) 一酸化二窒素の排出係数が一定水準以下の汚泥焼却のための設備

(2) (1)ア及びイについて公営企業施設の新築、増築又は改築に係る事業である場合は、公共施設等総合管理計画に定める計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標等と整合性を図りつつ行うものであること。

(3) (1)イ及びウ(ア)については、建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針

（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証制度のうち、BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）又はこれと同等の第三者認証を受けている公営企業施設に係る事業であること。

(4) 上記(1)アからキまでについては、地方単独事業を対象とするものであること。また、(1)クについては、国庫補助事業及び地方単独事業を対象とするものであること。

(5) 上記(1)で対象としている事業 ((1)キで対象としている事業を除く。) に要する経費のうち地方負担額又は起債対象事業費の2分の1を対象とするものであること。

また、(1)キで対象としている事業に要する経費のうち一般車両を導入する場合に比して増加する経費を対象とするものであること。

(6) 水道事業（上水道事業）、工業用水道事業及び電気事業・ガス事業にあっては、(5)の対象となる経費に係る公営企業に対する出資金の財源とするための地方債を対象とするものであること。

(7) 資金については、公的資金を優先的に配分すること。

6 公営企業の準建設改良費のうち「供用開始後の施設に係る地方債の元金償還金と当該施設の減価償却費相当額との差額に相当する経費」に係る公営企業債（以下「資本費平準化債」という。）の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

(1) 供用開始後の施設に係る公営企業債のうち建設改良費の財源としたものの当該年度の元金償還金及び資本費平準化債の当該年度の元金償還金の合計額が減価償却費相当額（法適用企業にあっては、当該施設に係る減価償却費から当該年度における

当該施設の取得に係る長期前受金（企業債（償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債に限る。）の元金の償還に要する資金に充てた一般会計又は他の特別会計からの繰入金を除く。）の償却額を控除して得た額とし、法非適用企業にあっては、法適用企業となった場合の耐用年数等を勘案して算出する額とする。以下同じ。）を著しく超え、かつ、経営上の収支に著しい影響が生じている場合における当該超える額を対象とするものであること。なお、港湾整備事業に係る埠頭用地の耐用年数については、岸壁と同じ年数（50年）を用いることとすること。

(2) 法非適用企業の減価償却費相当額については、次により算出した額とすること。

ア 下水道事業（特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設を除く。）

$$(A \div 49 + B \div 24 + C \div 25 + D \div 35 + E \div 35) \times 0.9 \quad (\text{注})$$

(注) AからEについては、次のとおりとする。なお、下水道事業債発行額は、一定期間（過去の施設等の耐用年数の期間）に発行した下水道事業債を合算したものとする。

- A 管渠に係る下水道事業債の発行額に相当する額
- B ポンプ場に係る下水道事業債の発行額に相当する額
- C 処理場に係る下水道事業債の発行額に相当する額
- D 流域下水道建設費負担金に係る下水道事業債の発行額に相当する額
- E その他に係る下水道事業債の発行額に相当する額

イ ア以外の事業

各事業に係る施設の公営企業債発行総額（注1）÷A（注2）×0.9

(注1) 公営企業債発行総額は、一定期間（過去の各事業に係る施設の耐用年数の期間）に発行した公営企業債を合算したものとする。

(注2) Aについては、各事業に係る施設の耐用年数とする。（下表に掲げる事業については、事業に係る施設の平均耐用年数等を勘案し、下表に定める期間とする。）

事業名	施設の耐用年数の期間
水道事業（簡易水道事業）	40年
交通事業（船舶運航事業）	25年
下水道事業（特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設）	25年

(3) 法非適用企業が地方公営企業法を適用した場合の資本費平準化債の発行可能額については、当該企業が地方公営企業法を適用した日の属する年度（当該企業が地方公営企業法を適用した日が4月2日以降の場合は当該年度の翌年度。以下同じ。）及びこれに続く2年度において、当該企業がなお法非適用企業であるとして第一の一の6(1)及び(2)により算定した額（以下「法非適用時の算定額」という。）が第一の一の6(1)及び(2)により算定した額（以下「法適用時の算定額」という。）を超える

る場合においては、次により算定される額とするものであること。

(法適用時の算定額) + (法非適用時の算定額 - 法適用時の算定額) × A (注)

(注) Aについては、下表に定める経過年度の区分に応じ、下表に定める率とする。

区分	率
地方公営企業法を適用した日の属する年度から起算して 1年目の年度	0.9
地方公営企業法を適用した日の属する年度から起算して 2年目の年度	0.6
地方公営企業法を適用した日の属する年度から起算して 3年目の年度	0.3

- (4) 償還年限については、原則として全ての償却資産のうち公営企業債を財源として取得又は改良した償却資産の平均残存耐用年数の範囲内（ただし、平均残存耐用年数が40年を超える場合には40年以内）とすること。

7 公営企業の準建設改良費のうち「地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費」に係る地方債（公営企業会計適用債）の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

(1) 対象経費

地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費（基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費並びに財務規定等を適用した日の属する年度から当該年度の翌々年度までの間における会計処理及び財務諸表の作成に要する経費等をいう。ただし、財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。）を対象とするものであること。

(2) 償還年限

原則として10年以内とすること。

(3) 資金

民間等資金であること。

8 公営企業に対する出資金、負担金及び補助金の財源とするための地方債については、令和6年度地方財政計画に計上された公営企業繰出金のうち地方債を財源とするものを対象とするものであること。なお、地方財政計画に計上された公営企業繰出金の基本的な考え方については、別途通知する予定であること。

9 公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人に対する出資金、貸付金及び補助金並びに公営企業型地方独立行政法人に対する貸付金及び出資金に係るものについては、次に掲げる場合に該当するものが、同意等基準第二の一の2に該当すること。

(1) 公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人に対するもの

ア 当該地方公共団体の出資割合が2分の1以上である等、法人の設立・運営について当該団体が主導的な立場にあることが客観的に確認できるものであること
イ 当該法人が行う事業が、原則として地財令第46条に掲げる事業であり、採算性を有するものであること。

(2) 公営企業型地方独立行政法人に対するもの

当該法人の事業について、事業開始から一定期間内において収支相償することが明らかなものであり、原則として、設立団体において特別会計を設置するものであること。

10 公営企業の「用途廃止施設の処分に要する経費」に係る地方債（公営企業施設等整理債）の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

(1) 対象事業

将来にわたって活用する見込みがない事業用施設（水利権を伴うものについては、当該水利権を含む。）を整理することで事業規模の適正化及び経営の効率化を図る事業又は法令等により早急に事業用施設（水利権を伴うものについては、当該水利権を含む。）の処分が必要な事業を対象とするものであること。

(2) 対象経費

用途廃止施設の処分に要する経費（解体撤去費、国庫補助返還金、企業債繰上償還金及び独立行政法人水資源機構負担金の精算に要する額等の合計額から資産売却代金等の収入を控除した額をいう。）を対象とするものであること。

(3) 償還年限

原則として10年以内とすること（ただし、企業債繰上償還金については、当該公営企業債の残存償還期間内とする。）。

(4) 資金

民間等資金であること。

11 償還年限内において、借換えを予定する場合には、それまでの経過年数に応じて、借換額を縮減する旨を明らかにしたものと原則として対象とすること。なお、借換えに際して満期一括償還方式と定時償還方式を借換時に選択する予定である場合には、その旨を明らかにすること。

12 協議等手続の対象とする地方債については、10万円未満の端数を付けない取扱いとすること。ただし、一般補助施設整備等事業債のうち特別転貸債分、臨時財政対策債、減収補填債及び国の予算等貸付金債については、この限りではないこと。

13 公的資金については、原則として市町村（指定都市を除く。）の実施する事業に優先的に配分すること。また、その長期かつ低利の資金を融資するという性格を踏まえ、償還年限の長い事業に優先的に配分すること。

14 全国型市場公募債発行団体の公的資金の借入れについては、その償還年限が10年を

超えるものに限るものであること。ただし、災害復旧事業、豪雪対策事業、特別転貸債並びに辺地及び過疎対策事業については、この限りでないこと。

(以下省略)

横浜市土地開発公社の解散について

1 横浜市土地開発公社のこれまでの役割と解散に至った経緯

横浜市土地開発公社（以下「公社」という。）は、昭和48年の設立以来、本市の取得依頼に基づき、事業に必要な土地を本市に代わって先行して取得し、街づくりに貢献してきました。

一方、街づくりの進展に伴い、「公社に依頼し新たに土地を取得する必要性が薄れたこと」や「厳しい財政状況の中で、事業化の進捗が遅れ、土地の取得にかかる借入金の金利負担が増加していること」などから、これまでに取得した土地の買取りを急ぐ必要があります。

このため、財政健全化の一環として、将来の財政負担を軽減する観点から、総務省が平成21年度に新設した第三セクター等改革推進債（以下「三セク債」という。）を活用し、25年度に公社を解散することを「横浜市中期4か年計画」で公表し解散の準備を進め、市会平成25年第1回定例会で公社の解散に関する議案を提出します。

■ 公社設立から平成23年度末までに取得、事業化（処分）した土地の用途別面積及び主な事業例

用途	取得面積	事業化（処分）面積	23年度末保有面積	主な事業例
道路	38.7ha	36.0ha	2.7ha	横浜環状道路北線
公園・緑地	139.2ha	136.7ha	2.5ha	よこはまズーラシア
学校	61.3ha	61.3ha	-	横浜サイエンスフロンティア高等学校
市民文化	6.9ha	6.8ha	0.1ha	横浜美術館、横浜国際総合競技場、横浜国際プール
福祉・衛生	36.2ha	36.1ha	0.1ha	横浜労災病院、横浜西部病院・東部病院
住宅	14.3ha	14.3ha	-	新山下市営住宅
交通	6.7ha	6.7ha	-	市営地下鉄新羽車両基地
港湾	0.3ha	0.3ha	-	本牧埠頭整備事業
河川・下水	3.4ha	3.4ha	-	鶴見川多目的遊水池事業
企業誘致	5.9ha	5.9ha	-	白山ハイテクパーク
都市計画	59.9ha	32.9ha	27.0ha	みなとみらい新高島地区
公共公益的施設用地	20.1ha	18.9ha	1.2ha	神奈川図書館
その他（代替地）	38.4ha	37.5ha	0.9ha	戸塚駅前区画整理事業
合計	431.3ha	396.8ha	34.4ha	

2 公社から本市に引き継ぐ土地の処理方針

公社の解散に伴い、本市が引き継ぐ土地のうち、事業用地として本市が活用するものは、事業局へ所管替えを行い、事業化を進めます。

民間等への売却を予定している土地については、10年以内の売却を目指します。

■ 平成24年度末見込みの公社保有土地の状況

事業区分	取得年度	面積	簿価	主な事業予定地
道路	H3～H10	2.7ha	85億円	横浜環状道路用地ほか
公園緑地	H2～H8	2.1ha	37億円	野七里公園ほか
都市計画	H5～H10	26.2ha	1,363億円	舞岡町土地、
うちMM新高島地区	H5～H10	10.1ha	1,154億円	みなとみらい新高島地区ほか
その他	H1～H9	1.3ha	92億円	南土木事務所予定地ほか
合計		32.2ha	1,578億円	

3 三セク債の発行額

24年度末の公社保有土地の簿価額は1,578億円と見込んでおり、25年度予算においても、事業化を予定している用地の一般会計等での買取りを行い、簿価額を125億円縮減することにより、三セク債発行時の簿価額は金利負担（約11億円）を含め1,464億円と見込んでいます。

このうち公社の準備金81億円を除いた1,383億円に係る外部借入金について、三セク債を発行し、公社は本市からの負担金により金融機関へ返済を行います。

また、本市からの借入金100億円についても、公社は本市に別途返済を行います。

■三セク債の発行額

24年度末の公社保有土地の簿価総額（見込）			1,578億円
25年度	縮減分	一般会計等での買取り	△125億円
	増加分	金利等	+11億円
三セク債発行時の簿価額			1,464億円
公社準備金			△81億円
三セク債発行額			1,383億円

4 三セク債の発行による財政の負担軽減の効果

「中期4か年計画」では、公社の債務は全額、市（一般会計）が対応する借入金残高として位置づけられています。25年度予算において、三セク債の発行により市債残高が一時的に増加し、実質公債費比率などに一定の影響が生じますが、公社を存続させ長期間にわたり本市が公社保有土地を買い取る場合と比較して、将来的な本市の財政負担を軽減することができます。

公社を存続させ、これまで同様に毎年70億円程度、本市が公社保有土地を買取った場合と、償還年数20年以上の三セク債を活用した場合では、約120億円～約160億円程度の負担軽減が見込まれます。

三セク債の償還年数は原則10年以内となっていますが、他都市では10年以上で許可されている例もあり、最終的には総務省からの許可の段階で確定します。

■三セク債の償還の枠組み（現行の利率で借り換えた場合の試算）

	償還年数	元金借入金額	償還期間内の利子総額	金利負担 軽減額(②-①)	元利合計額	年度ごとの 償還額平均
公社存続	24年の場合		① 228億円	—	1,611億円	70億円
三セク債 活用	20年の場合	1,383億円	70億円	△ 158億円	1,453億円	73億円
	30年の場合		105億円	△ 123億円	1,488億円	50億円

三セク債 償還年数	元金償還額	土地売払 収入充当分	一般財源 充当分 (a)	一般財源 利子充当分 (b)	一般財源 負担合計 (a+b)
20年の場合			581億円	70億円	651億円
30年の場合	1,383億円	802億円		105億円	686億円

5年債などの市債を現行の利率で借り換えることを前提に仮に試算すると、三セク債発行額1,383億円に対し、20年で許可された場合の利子見込は70億円、元利合計見込は1,453億円、30年で許可された場合の利子見込は105億円、元利合計見込は1,488億円となります。

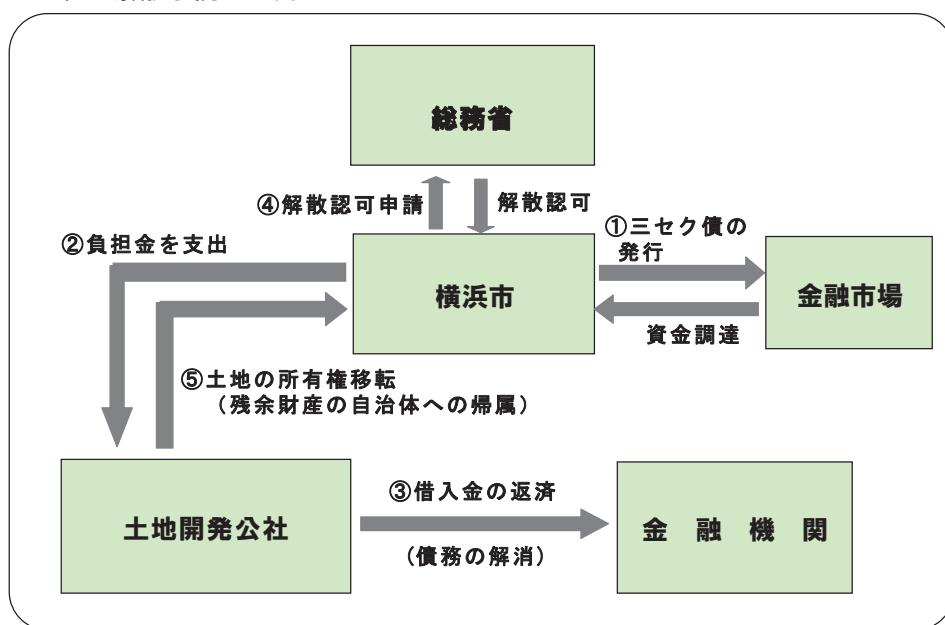
償還の枠組みについては、例えば、単年度ごとの財政負担が少なく総額の金利負担が大きい30年で償還できる場合では、売却予定土地の23年度末の時価額が802億円であり、これを三セク債償還の原資として活用した残りの元金581億円と利子充当見込105億円の合計686億円を一般財源で負担することを想定しています。

26年度以降、毎年度、決算関連書類の中で償還の状況を公表していきます。

5 公社の解散手続き

- ① 本市は、三セク債の発行により資金を調達します。
- ② 調達した資金を財源とし、公社の金融機関に対する借入金の返済相当額を公社に負担金として支出します。
- ③ 公社は負担金を財源として金融機関へ借入金を返済し債務を解消します。
- ④ 本市は総務省へ公社解散の認可申請を行い、認可後に公社が解散手続きを行います。
- ⑤ 解散手続きに伴い、「公有地の拡大の推進に関する法律」第22条に基づき、残余財産となった土地を、設立団体である本市に帰属させます。

■公社の解散手続きの流れ



6 今後のスケジュール（予定）

25年2月	第1回市会定例会で公社解散の議案、三セク債起債許可申請議案、予算議案の提出
25年4月以降	総務省へ三セク債の起債許可の申請 (解散及び三セク債起債許可申請議案の議決証明を申請書類として提出)
9月～	三セク債の発行・負担金の支出
～26年1月	負担金により公社の債務を解消 総務省への解散認可の申請
26年3月～	公社の解散、残余財産（土地）を本市へ帰属（引継）

(2) 「施策の推進と財政の健全性の維持」の両立

「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例（以下、「財政責任条例」という。）」を踏まえ、施策の推進と財政の健全性の維持を両立し、持続可能な財政運営に取り組んでいます。そのため、「中期4か年計画2018～2021」では、「横浜方式のプライマリーバランス（以下、「横浜方式PB」という。）の4か年通期での均衡確保」や「一般会計が対応する借入金残高の管理」、「未収債権額のさらなる縮減」、「保有資産の戦略的活用」などを財政目標として設定しています。

これらのうち、「横浜方式PBの4か年通期での均衡確保」「一般会計が対応する借入金残高の管理」は、元年度決算や2年度当初予算時までは目標達成に向けた進捗を図ることができました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により社会環境が激変し、歳入の中心を占める市税は2年度から減収に転じ、3年度は過去最大の減収となる見込みです。そこで、コロナ禍の大幅な一般財源の減収等により市民生活や市内経済に支障が生じないよう、財政目標を変更^(※1)し、追加で赤字地方債を活用することとしました。

※1 財政目標の変更は、財政責任条例第4条第2項に基づくものです。目標変更は2年度（2月補正予算）に実施します。

財政責任条例（抄）

第4条 市長は、第1条の目的を達成し、及び将来にわたる市民生活の安定を確保するため、横浜市議会基本条例第13条第2号に規定する基本計画において、財政の健全性の維持のための目標を設定するものとする。

2 市長は、社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、前項の目標を変更することができる。

ア 市債活用

「中期4か年計画2018～2021」で設定した計画的な市債活用の考え方を基本としつつ、コロナ禍で大幅な減収となる市税等の一般財源の補填などに、2年度と3年度の国・地方財政措置の範囲で財政目標を変更し、「さらなる赤字地方債（コロナ対策）」と定義して695億円を活用することとしました。内訳は、2年度分が195億円、3年度分が500億円です。

市民に身近な施設整備や公共施設の保全・更新など公共投資に必要な建設地方債は、3年度から2年度への前倒し補正活用分も含め計画どおりの活用とし、3年度は938億円を計上しました。この結果、3年度の市債活用額の合計は、「中期4か年計画2018～2021」で予定していた臨時財政対策債（280億円）も含めると、1,718億円となりました。

＜市債活用計画「中期4か年計画（2018～2021）」、3年度当初予算案時点＞

（単位：億円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計（通期）
公債費元金 ①	1,455	1,477	1,533	1,566	6,031
市債活用額 ②	1,699	1,764	1,545	1,718	6,726
建設地方債（計画値）	1,147	1,339	1,050	938	4,473
臨時財政対策債（計画値）	552	425	300	280	1,558
さらなる赤字地方債（コロナ対策）	—	—	195	500	695
横浜方式PB ①-②	▲244	▲287	▲12	▲152	▲695
さらなる赤字地方債（コロナ対策）を除く			+183	+348	0※2 (均衡確保)

『財政目標の変更等について』

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響がなければ、横浜方式PBは4か年通期での均衡が達成できる見込みでした（28ページ下段の表内※2を参照）。
- ・ コロナ禍での一般財源等の減収は、2年度の財政収支から影響があります。したがって、財政目標の変更是2年度2月補正で行い、「さらなる赤字地方債（コロナ対策）」を2年度と3年度に活用します（変更後の目標値：「（参考）市債活用計画にかかる財政目標の変更（指標と目標値）」）。

なお、建設地方債は計画活用額を変更しません。国の2年度第3次補正予算にあわせ、本市の2年度2月補正予算で河川整備費等の一部を3年度から2年度へ前倒し計上しますが、その際等に必要となる建設地方債も3年度から2年度に前倒します（3年度から2年度へ前倒す建設地方債：55億円）。

（参考）市債活用計画にかかる財政目標の変更（指標と目標値）

指標		横浜方式のプライマリーバランス	一般会計が対応する借入金残高
目標値 (3年度末)	現在	「4か年（H30～R3年度）通期」での均衡確保	H29年度末残高の水準以下
	変更後	「4か年（H30～R3年度）通期」での均衡確保 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市税等の一般財源の減少等により、計画値（※）を超えて発行が必要となる「さらなる赤字地方債（コロナ対策）」を除く。 ※ 計画値（赤字地方債）：R2年度300億円、R3年度280億円	H29年度末残高の水準以下 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市税等の一般財源の減少等により、計画値（※）を超えて発行が必要となる「さらなる赤字地方債（コロナ対策）」を除く。 ※ 計画値（赤字地方債）：R2年度300億円、R3年度280億円

- ・ 「さらなる赤字地方債（コロナ対策）」の活用も含めた4か年の横浜方式PBの確定値は、3年度決算時となります。
- ・ なお、「さらなる赤字地方債（コロナ対策）」として活用する市債の内訳は、下表のとおりです。

（単位：億円）

	令和2年度	令和3年度	2か年計
減収補填債 ^{※3}	83	—	83
猶予特例債	31	—	31
臨時財政対策債	81	500	581
合計	195	500	695

※3 減収補填債は、普通交付税の交付額決定後に市税等が減収となった場合に活用できる赤字地方債で、コロナ禍での国的地方財政支援の拡充により、本市は2年度に減収補填債を83億円発行することができます（2年度2月補正時見込み）。また、2年度は、減収補填債や計画値を超えて活用する臨時財政対策債のほかに、税の徴収猶予にあわせ制度化された猶予特例債を31億円活用すると見込みました。減収補填債は償還時に75%、臨時財政対策債は100%の交付税措置があります。なお、コロナ禍で減収となる3年度の主な一般財源影響額は次のとおりです。（数値は2年度当初予算との比較値）

〔市税 ▲488億円（個人市民税 ▲294億円、法人市民税 ▲146億円、固定資産税 ▲40億円等）
(詳細は「8 市税実収見込額の概要」(102～103ページ) を参照)
県税交付金 ▲45億円（地方消費税交付金▲73億円等）〕

なお、2年度の主な影響額は次のとおりです。2年度2月補正予算で減額します。

〔市税 ▲18億円、県税交付金 ▲52億円、（株）横浜国際平和会議場返還金等収入 ▲29億円、
宝くじ収入 ▲21億円、財産売払収入 ▲60億円、使用料・手数料 ▲17億円〕

- ・ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率は、3年度予算見込みで実質公債費比率が12%程度、将来負担比率が140%程度で、いずれも早期健全化基準（実質公債費比率25%、将来負担比率400%）を下回る見込みです。
- ・ 公債費元金の数値は、元年度までは決算、2年度は2月補正後、3年度は予算時の見込みです。なお、公債費元金は、毎年度の予算案公表時や計画の振り返り時等に公表します。



IV. 将来アクション 債務管理アクション

1. 「一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高」の管理 (「債務管理長期フレーム」による中長期のベンチマークの達成)

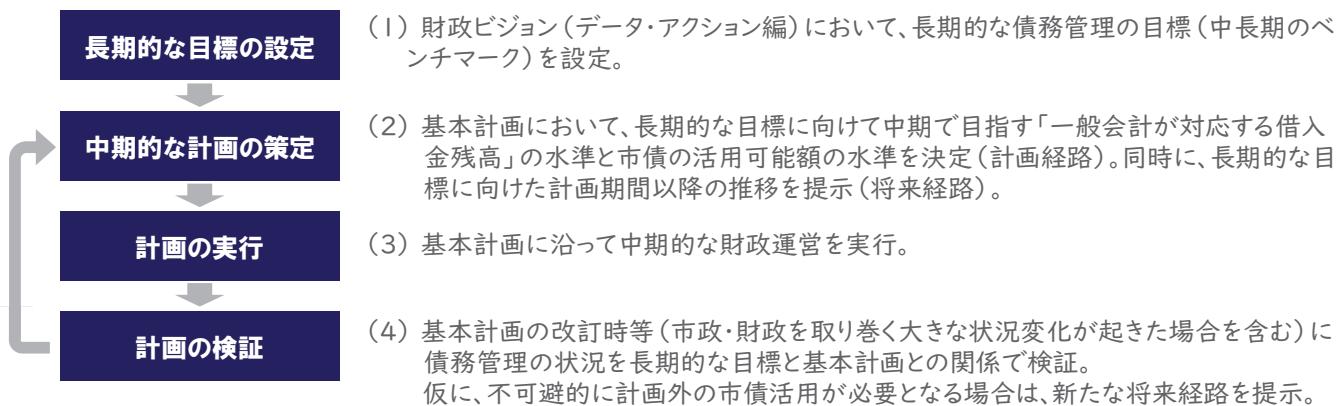
「財政運営の基本方針(債務管理)」に基づき、「債務管理長期フレーム」により「一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高」を管理し、持続性評価指標の「評価の視点」で定める中長期のベンチマークの実現に向けた債務管理を行います。

<「一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高」の中長期のベンチマーク>

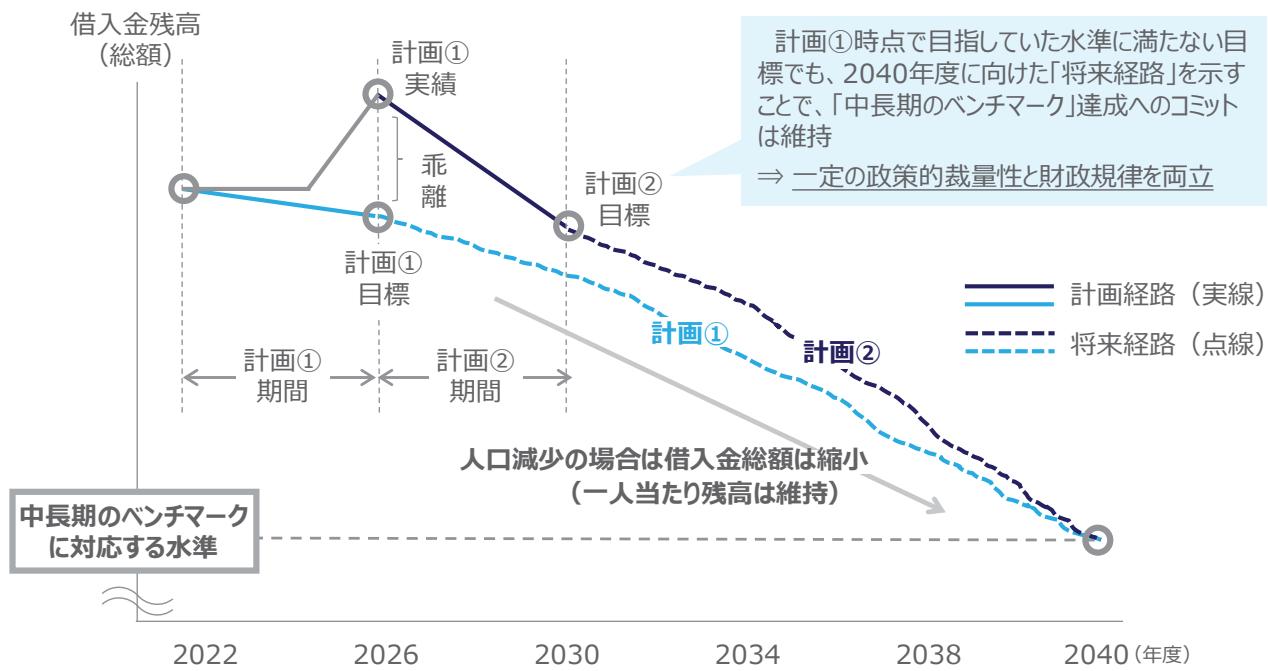
「一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高」について
2040年度末残高を2021年度末残高程度に抑制

「債務管理長期フレーム」は、長期的な債務管理の目標(中長期のベンチマーク)に向けて、中期的なスパンで「計画→検証→見直し(軌道修正)→新たな計画」というサイクルを回していく仕組みを組み込んだものとします。また、想定外の事態に対応し、中期的な計画が達成できなくなった場合も、長期的な目標に向けた軌道修正が確実に図られ、そのことが見える化される仕組みを組み込みます。

<「債務管理長期フレーム」の仕組み>



<「債務管理長期フレーム」のイメージ>



2. 債務ガバナンスの強化に向けた取組

① 計画的・戦略的な「投資管理」

- 大規模な市債活用が必要な投資事業については、事業の計画段階で、「一般財源負担」「市債の活用額」「市債の償還財源」「投資による事業効果の見込み」等について明確化し、市全体の投資事業を全体最適化する観点から検討・調整を行うとともに、実行段階で検証を行いながら、計画的・戦略的な「投資管理」を行い、市民負担の最小化と市全体の投資効果の最大化を図ります。
- あわせて、施設等整備費全体についても、全体最適化のための調整と計画的な執行を行います。
- これら計画的・戦略的な「投資管理」を機能させるため、市としての仕組み・ルールを新たに構築します。

② 債務管理状況・債務償還能力の一層の見える化

- 本市の財政状況について一層の透明性の向上を図るため、財政状況に関するデータ等をまとめたアニュアルレポート(年次報告書)を公表します。この中では、市債の発行・償還にかかる情報についても、市民等の理解を促進するよう充実させます。

③ 特別会計・公営企業会計における中長期を見据えた経営計画の策定

- 中長期的な債務管理への移行に合わせ、特別会計の会計運営計画及び公営企業会計の経営計画についても、その期間を現行の4年間から10年間以上に長期化し、特別会計・公営企業会計における市税等を償還財源とする市債を活用した投資の水準と債務を管理することにより、一般会計負担の抑制を図ります。

④ 財源対策を目的とした減債基金の臨時の取崩からの脱却と計画的な積戻し

- 「収支差解消アクション」における「収支差解消フレーム」に基づく取組を進め、2030年度までに減債基金の取崩による財源対策から脱却した上で予算編成における収支差を解消します。その上で、減債基金の積立不足額については、計画的に積戻しを行います。

〈債務管理における中長期のベンチマークの考え方〉

- これまで本市では、一般会計の市債残高に、特別会計・公営企業会計の市債残高と外郭団体借入金残高のうち市税等で返済する分を加えた「一般会計が対応する借入金」という独自の考え方で債務を管理し、その残高の縮減に努めてきました。
- その結果、「一般会計が対応する借入金」は、2003年度末（H15年度末）から2021年度末（R3年度末）までに、総額で約8,000億円縮減し、市民一人当たり残高も約25%縮減してきました。また、他都市と比較可能な普通会計ベースの市民一人当たり地方債残高は、類似する他の指定都市の間で中位に位置しています（「データ・アクション編」の「V. データ集」（P60）参照）。
- 今後は、これまでの成果を引き継ぎつつ、人口減少の趨勢を踏まえて市民一人当たり残高に着目し、人口減少に応じて債務総額を縮減することで、中長期的に市民一人当たり残高を増やすことなく必要な投資を進め、持続的な財政運営を行っていきます。こうした観点から、2021年度末の市民一人当たり残高を基準として債務管理を行っていきます。

目標

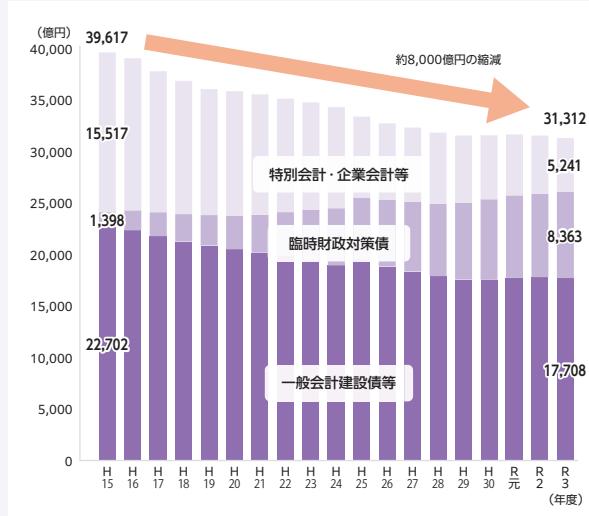
財政ビジョンにおける財政運営の基本方針（債務管理）に基づき、将来の市民負担を抑制しつつ、計画的・戦略的な市債活用を行い、一般会計が対応する借入金残高が適切に管理されています。

指標

一般会計が対応する借入金残高

直近の現状値	目標値
3兆1,312億円	3兆100億円以下

一般会計が対応する借入金残高



【出典】横浜市財政局

現状と課題

● 本市はこれまで、債務については一般会計で「横浜方式のプライマリーバランス」の考え方に基づき、計画的な市債発行と残高管理を進めてきましたほか、特別会計等の借入金についても一般会計負担分を明らかにし、市民の税負担等で返済する必要のある「一般会計が対応する借入金残高」を大きく縮減してきました。

● 今後、更に厳しい財政運営が見込まれる中、将来世代に過度な負担を先送りしないよう、人口減少に対応し、市民一人当たりの負担に着目しながら、中長期の時間軸で借入金残高全体を管理していく必要があります。

財政ビジョンにおける中長期のベンチマーク

「一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高」について2040年度末（令和22年度末）残高を2021年度末（令和3年度末）残高程度に抑制

● 市債の活用に当たっては、引き続き、安定的な調達及び中長期的な調達コストの抑制に取り組むとともに、市債管理の透明性と債務償還能力に対する信頼を高める必要があります。

● 特別会計^{*1}及び企業会計については、引き続き、経営戦略^{*2}（経営計画・会計運営計画）に基づき、中長期を見据えた経営基盤の強化や財政マネジメントの向上、計画的かつ効率的な事業運営に取り組む必要があります。

※1 特別会計：港湾整備事業費、中央卸売市場費、中央と畜産費、市街地開発事業費、自動車駐車場事業費、新規園事業費、風力発電事業費

※2 経営戦略：公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画

○ 主な取組

1 計画的・戦略的な市債活用と残高管理

- 計画的な市債発行や確実な公債費の償還を通じて、「一般会計が対応する借入金残高」の管理を進めます。

4年間の市債活用計画及び一般会計が対応する借入金残高の推移見込み

	3年度決算	4年度予算	5年度	6年度	7年度	4か年計
一般会計市債活用額	1,494億円	1,360億円				
建設地方債	908億円	965億円				
臨時財政対策債	587億円	395億円				
一般会計が対応する借入金残高	3兆1,312億円	3兆1,465億円	3兆900億円～3兆100億円程度			
一人当たり残高	83万円	84万円程度		82～80万円程度		

必要な公共投資を進めつつ、建設地方債の管理に留意し、臨時財政対策債も含めて計画的に活用していきます。

横浜方式のプライマリーバランス：令和4年度 +206億円、令和5～7年度：+210～+150億円程度

2 市場から信頼される市債の安定的かつ円滑な発行

- 計画的な市債活用の一環として、市場動向を見据えた市債の調達先の最適化や市場ニーズに合った手法の多様化（ESG債^{*3}などの活用）を進め、引き続き、安定的な調達及び中長期的な調達コストの抑制に取り組みます。
- 市債管理の透明性と債務償還能力に対する信頼を高めるため、市の財政状況や市債の発行・償還状況について、投資家の方々を中心に、広く市民の方々にも理解が促進するよう、「公債管理レポート（仮称）」として情報発信していきます。

※ ESG債とは、環境事業や社会貢献事業を資金使途として発行する債券をいう。

3 計画的・戦略的な投資管理の推進

- 一般会計や特別会計、企業会計における大規模な市債活用が必要な投資事業については、事業の計画段階で、一般会計負担や市債の活用額・償還財源、投資による事業効果の見込み等について明らかにするとともに、事業期間中や事業完了後といった機会を捉え検証を行います。
- 市全体の投資事業を全体最適化する観点から、予算編成に先立ち、全体の投資水準の検討・調整を行い、計画的・戦略的な投資管理を行います。

4 特別会計・企業会計等の更なる健全化の推進

- 特別会計及び企業会計については、引き続き、経営戦略（経営計画・会計運営計画）に基づき、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上、計画的かつ効率的な事業運営に取り組みます。「経営計画」「会計運営計画」については、債務ガバナンスを更に強化する観点から、4年間の計画に加えて、10年間の収支見通しを盛り込みます。
- 「社会経済情勢の変化等により一般会計での負担が必要となった事業」について、これまでの対応を踏まながら、以下のとおり、計画的に対応していきます。

南本牧埋立事業	◆令和4年度末に埋立を完了し、保有土地の売却を進めるとともに、その後の会計の廃止に向けて、新規廃棄物処分場整備に伴う負担（護岸費相当額 平成13年度末：約900億円）と収支不足（約600億円）について一般会計で計画的に負担します。（一般会計負担期間：平成16～令和14年度、令和3年度まで）
(一財) 横浜市道路建設事業団	◆(一財) 横浜市道路建設事業団の民間借入金等の債務（平成14年度末：約910億円）について、一般会計で計画的に負担します。（計画的処理期間：平成15～令和4年度、令和3年度までの一般会計負担：約888億円）

*表中の債務額及び収支不足額は、平成15年に公表した「中期財政ビジョン」等において示した額

一般会計が対応する借入金残高総額

直近の現状値	目標値
3兆1,312億円	3兆100億円以下

直近の現状値	目標値
①検討 ②検討	①発行 ②公表（令和4年度：試行、令和5年度以降：本公表）

投資管理の推進

直近の現状値	目標値
・公共事業評価制度の実施 ・横浜市経営会議や予算編成の中で投資事業の議論を実施	投資管理の推進

直近の現状値	目標値
①経営計画、会計運営計画 ②社会経済情勢の変化等により一般会計での負担が必要となった事業等への対応	①経営計画、会計運営計画における収支見通しの長期化（10年以上） ②計画的・効率的な事業運営

第Ⅱ章関連

総財地第115号
平成21年4月14日
改正平成26年4月 1日
改正令和3年3月26日

各都道府県総務部長
(財政担当課・市区町村担当課扱い)
各指定都市財政局長
(公債担当課扱い)

} 殿

総務省自治財政局地方債課長

地方債の総合的な管理について（通知）

地方債の資金については、地方分権の推進、財政投融資制度改革等を踏まえ、段階的に公的資金の縮減・重点化が図られており、これに伴って地方債の市場化の推進及び地方債の管理に関する自主的な取り組みを一層充実させていく必要があると考えられます。

特に、今後も進展することが見込まれる地方債資金の市場化に的確に対応することが極めて重要と考えられることから、各地方公共団体においては、自団体における地方債現在高の状況、公債費負担の今後の見通し等を踏まえ、別記の事項に十分配慮して地方債の総合的な管理を計画的に推進することにより、将来にわたる適切な財政運営を確保されるようお願いします。

なお、「地方債の総合的な管理について」（平成18年3月31日付け総務省自治財政局地方債課長通知）に基づく取扱いは、今後、本通知によるものとします。

おって、貴都道府県内の市町村に対しても周知願います。

(別記)

1. 地方債の発行について

(1) 市場公募化等の推進

地方分権の推進、財政投融資制度改革等の趣旨を踏まえた公的資金の段階的な縮減・重点化が進展していることを踏まえ、民間資金を中心とした調達への転換を円滑に進められたいこと。

民間資金の調達に当たっては、市場公募化の一層の推進、証券発行方式の活用、満期一括償還化、発行単位の大型化、発行時期の平準化、発行年限の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化に努められたいこと。

なお、都道府県及び政令指定都市を中心に、安定的な資金調達を図るために市場公募地方債の発行を推進する必要があるが、市場公募地方債の発行は資金調達の透明性の確保等にも資するものであること。

(2) 発行単位の大型化

地方債証券の市場における流動性の向上を図る観点から、同一日に同一条件で発行するものについては、会計別、事業債別、借換債、過年度債等により区分することなく、1銘柄に統合して発行されたいこと。

(3) 流動性の向上

日本銀行の適格担保の対象は、市場公募地方債に加え、信用度や市場性等の観点から日本銀行が定める適格基準を満たす銀行等引受地方債であること（※1）。

地方債の日本銀行適格担保としての活用は、地方公共団体の資金調達の円滑化や、地域金融機関を通して地域経済の活性化に資することから、証書借入方式の地方債について、以下の事項を積極的に検討されたいこと。

- ① 事前の承諾を債権譲渡の要件としない契約形態の導入を行うこと
- ② 適格基準を満たす観点から発行単位の大型化を行うこと
- ③ 公金預金の保全方策（ペイオフ対策）にも留意しつつ、日本銀行適格担保として活用可能な証書借入方式の地方債残高が過少となっていないか精査を行うこと
- ④ 金融機関から求められる担保差入に係る承諾（抗弁放棄）のための事務手続の迅速化を図ること
- ⑤ 金融機関との連絡調整の強化を行うこと

この措置も踏まえ、今後とも地方債全般の流動性の向上のための取り組みを積極的に行われたいこと。

(4) 発行年限の設定

債券の需給動向、投資家のニーズ等を踏まえつつ、コスト、借換え時の金利上

昇リスク、将来の償還額、借換額等も総合的に勘案の上、適切な発行年限及び発行額の設定に努められたいこと。また、年限構成についても適切な組み合わせとなるよう留意されたいこと。

(5) 発行条件の設定及び決定方式

発行条件の設定に当たっては、国債、政府保証債等の発行条件や流通状況、長期金利の動向、投資家需要の動向等を継続的に把握し、適切な発行・借入条件の設定に努められたいこと。また、償還方式にかかわらず、実質的に同一の償還期間である国債等の利回りを踏まえた発行・借入条件の設定にも十分留意し、条件設定を図られたいこと。なお、公的資金である財政融資資金及び地方公共団体金融機関資金についても、同様に、「実質的に同一の償還期間である国債等の利回りを踏まえた発行・借入条件の設定」がされていること。

また、発行条件の決定方式については、可能な限り安定性、有利性、効率性及び透明性の確保が図られる条件決定方法の選択に努められたいこと。

なお、デリバティブを組み込んだ仕組債の導入に当たっては、説明責任を果たす観点から、議会や住民への十分な説明を行うとともに、判定指標の推移を把握する等の情報収集・管理体制の強化を図られたいこと。

(6) 発行銘柄名

流通性の向上の観点から、特に支障がない限り、市場公募地方債にあっては「○○県令和○○年度第○回公募公債」、銀行等引受地方債にあっては「○○県令和○○年度第○回公債」と名称を定めるよう取り扱われたいこと。なお、住民参加型市場公募地方債に係る発行銘柄については愛称の活用も差し支えないこと。

(7) 発行時期の平準化

流動性の向上、投資家ニーズへの対応、一時的な需給の歪みの回避等の観点から、各団体における年間を通じた資金需要の動向を勘案しつつ、可能な限り、年間を通じた市場公募地方債等の平準発行に努められたいこと。

(8) 同意を得ないで発行する地方債証券等の取扱い

同意を得ないで発行する地方債証券（又は届出をして発行するもののうち協議を受けたならば同意をすることとなると認められていない地方債証券）については、投資家等に対し総務大臣等との協議において同意を得ていないものであること（又は協議を受けたならば同意をすることとなると認められていないものであること）を、明確化する観点から、銘柄名においてその旨を明示されたいこと。

また、同一銘柄において、同意若しくは許可を得て発行する地方債又は届出をして発行する地方債のうち協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものと混在することのないよう取り扱われたいこと。

2. 地方債の償還について

(1) 減債基金の積立て及び活用

① 減債基金への計画的な積立て

将来の償還財源の計画的な確保、資金の流動性の向上、償還確実性に対する市場の信認の一層の向上等を図る観点から、各団体における地方債現在高の状況及び公債費負担の今後の見通しに応じて、計画的な積立てを行われたいこと。

② 満期一括償還地方債に係る積立ルールの標準化

満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立てについては、実質公債費比率の算定上、毎年度の積立額を発行額の30分の1(3.3%)として設定しており、これを下回る分は減債基金の積立不足として取り扱われていることを踏まえ、計画的な積立てを行われたいこと。

③ 満期一括償還地方債の借換えに係る公表

満期一括償還地方債の借換えについては、減債基金を活用した計画的な償還を行うこと等により、計画的な財政運営や地方債の償還に係る世代間の公平が図られるよう留意するとともに、その内容が対外的に明らかとなるよう、少なくとも以下の項目を公表されたいこと。(別紙例を参考)

ア 借換前の地方債の発行額(a)及び償還年限

イ 借換後の地方債の発行額(b)

ウ (b)/(a)

エ これらの地方債に係る償還ペースの考え方

④ 減債基金の運用

基金については、確実かつ効率的で有利な運用に努められたいこと。

その際、各団体の地方債管理の適正化、中長期的な公債費負担の平準化、利払い負担の抑制を図る観点のほか、市場公募地方債等の流通市場の育成や安定を図る観点からも、減債基金の運用として地方債証券等の保有や買入消却の活用を積極的に検討されたいこと。

(2) 偿還年限の設定

施設の耐用年数や償還計画等を踏まえ、公債費負担の平準化や地方債残高の将来的な推移に留意した上で、適切な償還年限を設定されたいこと。

特に、施設の耐用年数に比して著しく地方債の償還年限が短いこと等により公債費が急増している団体にあっては、公債費負担の中長期的な平準化に十分留意した上で、適切な償還年限を設定されたいこと。

なお、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合は、地方債全体の信用にも配慮し、借換えにより対処することとし、償還年限を延長する等借入条件を変更することは、市場関係者に対して債務の繰延べとの印象を与えかねな

いため、慎重に対処すること。

(3) 繰上償還

地方債の金融商品としての安定性を確保し、円滑な発行及び消化を図る観点から、市場公募地方債をはじめ、流通を前提とした地方債証券については繰上償還を行わないこととして発行されたいこと。

なお、事業の中止等償還を行うべき事由が発生した場合にあっては、当該事由に相当する部分について買入消却又は減債基金に積み立てること等により対応されたいこと。

3. 総合的な地方債管理について

(1) 計画的な地方債管理

各種財政指標に基づき財政状況を分析し、歳入及び歳出全般にわたって中長期的な財政計画を策定するとともに、併せて将来にわたる地方債の発行計画及び償還計画を策定する等総合的な地方債管理を計画的に実施されたいこと。

また、地方債の安定発行の観点から、発行形式、発行年限、資金調達先、資金調達手法等の多様化にも積極的に取り組まれたいこと。

(2) 事務処理体制の強化・充実

① 組織・人員配置の充実

金融市場の動向の把握・分析、資金調達手法の多様化、情報提供等に適切に対応するため、各団体の実情に応じ、専門性の確保・発揮に留意した適切な組織・人員配置に努められたいこと。

特に、最近の金融市場の動きに対応し、発行条件の決定や債務管理等地方債の適切な事務執行を確保するため、研修等による職員の育成、人材の登用に積極的に取り組まれたいこと。

② 公債管理特別会計の設置

発行単位の大型化、発行方式の標準化、借換債の発行等に伴い、公債管理の総合的な処理の必要性が高まっている団体にあっては、公債管理特別会計を設置することにより、適切に対応されたいこと。

(3) 情報提供・I R活動の推進

財政情報等についての公表に当たっては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)に基づく健全化指標も含め、自団体の財務状況全般の積極的かつ定期的な開示を行うとともに、地方債の安全性や金融商品としての有利性について正確な理解を促すことにより、地方債全体に対する信認の維持と向上に努められたいこと。

特に、市場公募地方債を発行する団体にあっては、定期的に投資家に対する

説明会を開催する等 I R 活動を積極的に展開することにより、地方債市場全体の安定化にも協力されたいこと。

(参考)

※1 詳細については、「地方債の日本銀行適格担保としての活用の更なる推進について」(令和2年7月14日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡)を参照すること。

(公表例)

満期一括償還地方債の借換えについて

(単位:百万円、%)

銘柄名	借換前		借換後		借換割合 (b/a)	償還ペースの 考え方
	発行額(a)	償還年限	発行額(b)	償還年限		
○○県令和○○年度 第○回公募公債	1,000.0	10(3)	741.0	10(0)	74.1%	通算30年償還(3年据置)の元金均等と実質的に同様の償還ペースとなるよう減債基金の積立及び借換債の発行を実施
○○県令和○○年度 第○回公債	741.0	10(0)	370.0	10(0)	49.9%	償還時に減債基金積立額は全額償還財源にあてる
合計	1,741.0		1,111.0		63.8%	

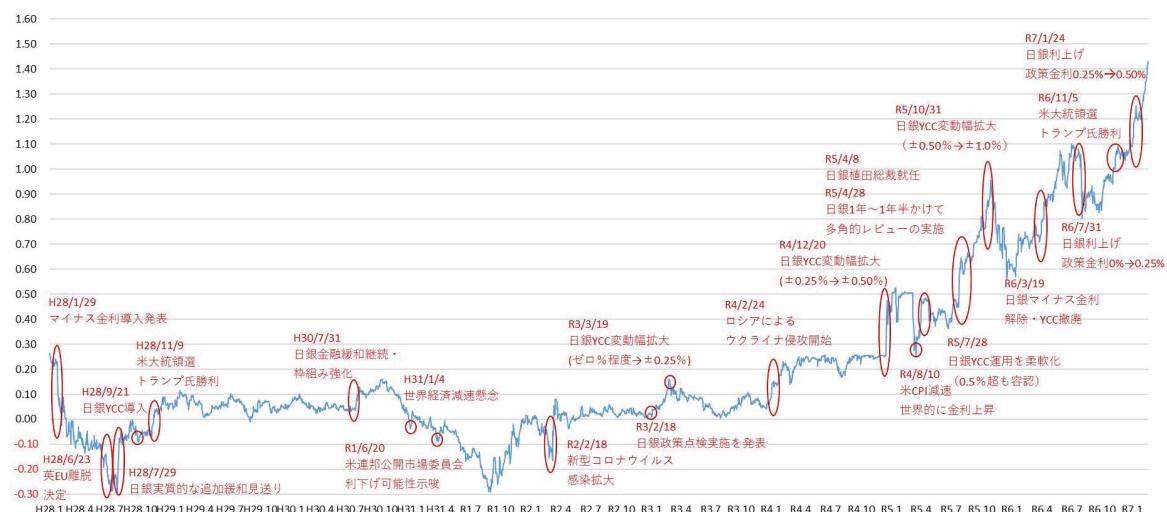
※ 具体の様式や公表時期・手法については、借入実態等も踏まえ、各地方公共団体において判断するものとする。

【国債及び地方債（横浜市債）関連データ】

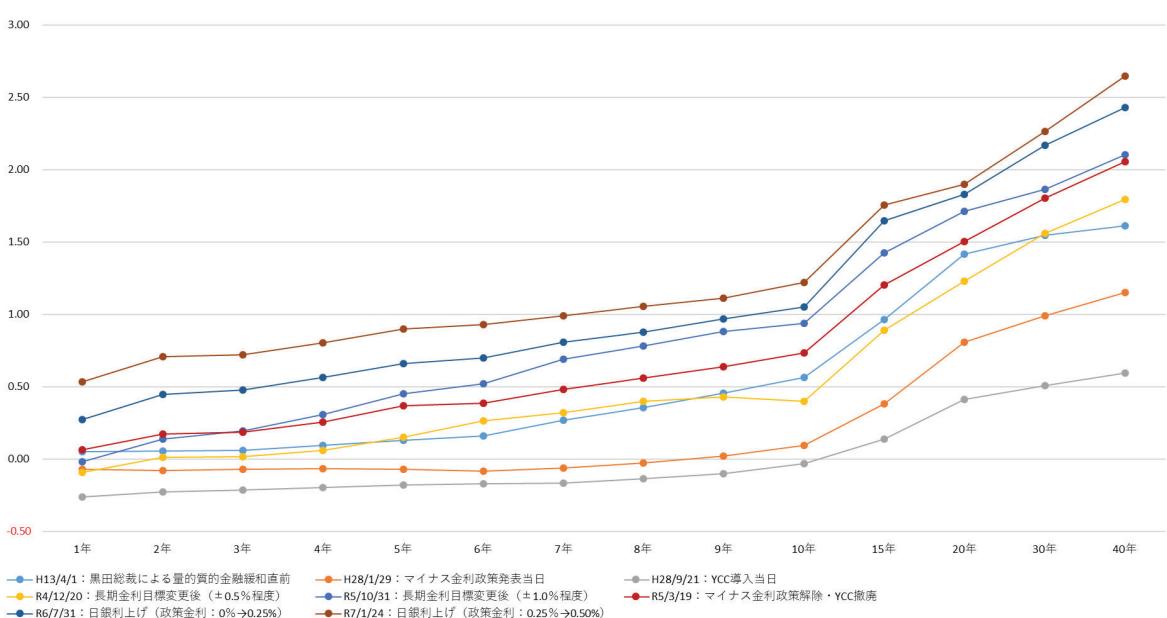
国債利回りの推移（過去10年間 5年、10年、20年、30年）



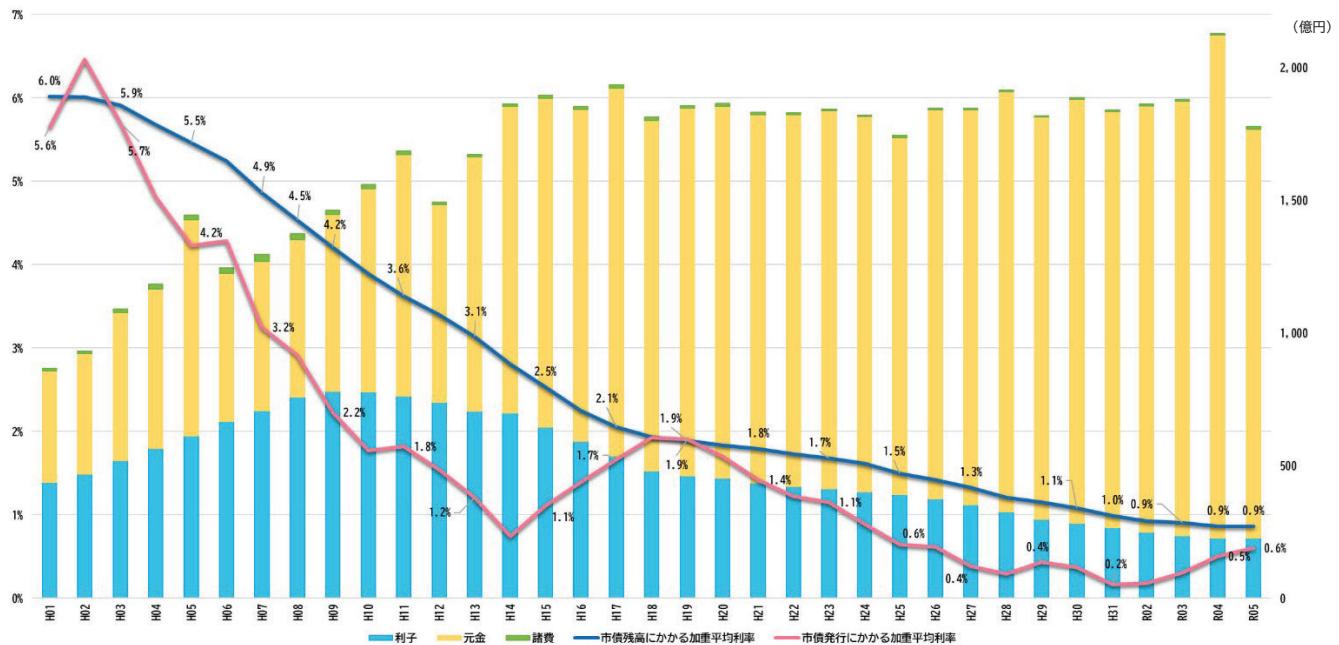
長期国債利回りの推移



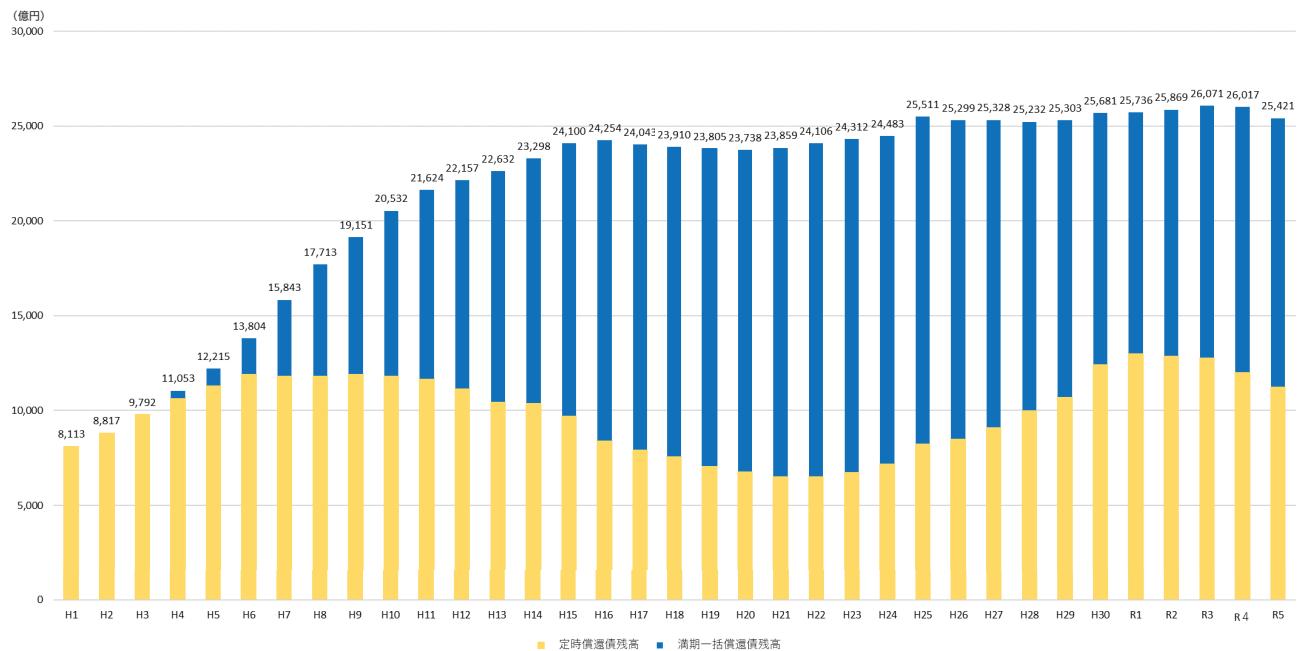
国債イールドカーブの推移



市債の平均利率（残高及び借入時）利払い費の推移



一般会計市債残高の推移（満期一括償還債・定時償還債の傾向）



	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
満期一括償還債割合 (%)	0%	0%	0%	4%	7%	14%	25%	33%	38%	42%	46%	50%	54%	55%	60%	65%	67%	68%	70%	71%	73%	72%	71%	68%	66%	64%	60%	58%	52%	49%	50%	51%	54%	56%	
定時償還債割合 (%)	100%	100%	100%	96%	93%	86%	75%	67%	62%	58%	54%	50%	46%	45%	40%	35%	33%	32%	30%	29%	27%	28%	29%	32%	34%	36%	40%	42%	48%	51%	50%	49%	46%	44%	

一般会計市債残高の平均残存年数の推移

	26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
一般会計	7.9 年	7.9 年	8.1 年	8.0 年	8.3 年	8.4 年	8.1 年	7.9 年	7.5 年	7.2 年
特別会計	4.2 年	5.1 年	5.3 年	5.4 年	5.5 年	6.4 年	6.7 年	7.4 年	7.3 年	7.7 年
公営企業会計	6.4 年	6.4 年	6.2 年	6.2 年	5.9 年	6.1 年	6.0 年	6.1 年	6.2 年	6.4 年

一般会計市債残高の利率別内訳

平成25年度

(億円)

利率	0.5%未満	0.5%~1.0%	1.0%~1.5%	1.5%~2.0%	2.0%~2.5%	2.5%~3.0%	3.0%以上	合計
市債残高	2,717	4,083	4,792	6,968	5,154	1,387	411	25,512
割 合	10.6%	16.0%	18.8%	27.3%	20.2%	5.4%	1.6%	100%

令和5年度

(億円)

利率	0.5%未満	0.5%~1.0%	1.0%~1.5%	1.5%~2.0%	2.0%~2.5%	2.5%~3.0%	3.0%以上	合計
市債残高	13,306	3,807	1,482	1,817	3,850	1,154	5	25,421
割 合	52.3%	15.0%	5.8%	7.1%	15.1%	4.5%	0.0%	100%

一般会計市債残高の内訳（令和5年度末時点）

(百万円)

令和5年度	全体	中期債		10年債		超長期債		(その他)			
		(うち5年債)	(その他)	(うち5年債)	(その他)	(うち15年債)	(うち20年債)	(うち30年債)	(その他)		
民間資金	2,187,475	288,692	267,557	21,135	557,077	1,341,706	60,991	728,871	517,546	34,297	
(うち定時償還債)	770,607	13,101	12,836	265	126,695	630,811	60,991	169,476	366,046	34,297	
うち市場公募債	1,560,146	258,724	243,724	15,000	286,487	1,014,935	37,601	644,868	315,698	16,767	
(うち定時償還債)	336,803	0	0	0	9,763	327,040	37,601	93,473	179,198	16,767	
うち銀行等引受け債	627,329	29,968	23,833	6,135	270,590	326,771	23,390	84,003	201,848	17,530	
(うち定時償還債)	433,804	13,101	12,836	265	116,932	303,771	23,390	76,003	186,848	17,530	
公的資金	354,637	274	10	264	8,048	346,315	36,266	177,876	112,132	20,040	
(うち定時償還債)	354,637	274	10	264	8,048	346,315	36,266	177,876	112,132	20,040	
うち財政融資資金	280,414	238	0	238	6,144	274,033	35,598	167,697	59,960	10,778	
(うち定時償還債)	280,414	238	0	238	6,144	274,033	35,598	167,697	59,960	10,778	
うち地方公共団体金融機関資金	66,407	24	0	24	1,870	64,513	668	7,129	49,777	6,939	
(うち定時償還債)	66,407	24	0	24	1,870	64,513	668	7,129	49,777	6,939	
その他	7,815	13	10	3	34	7,769	0	3,050	2,395	2,323	
(うち定時償還債)	7,815	13	10	3	34	7,769	0	3,050	2,395	2,323	
一般会計市債残高 合計	2,542,112	288,966 (11.4%)	267,567	21,400	565,125 (22.2%)	1,688,021 (66.4%)	97,257	906,747	629,679	54,337	
(うち定時償還債)	1,125,244	13,375	12,846	530	134,743	977,126	97,257	347,352	478,179	54,337	

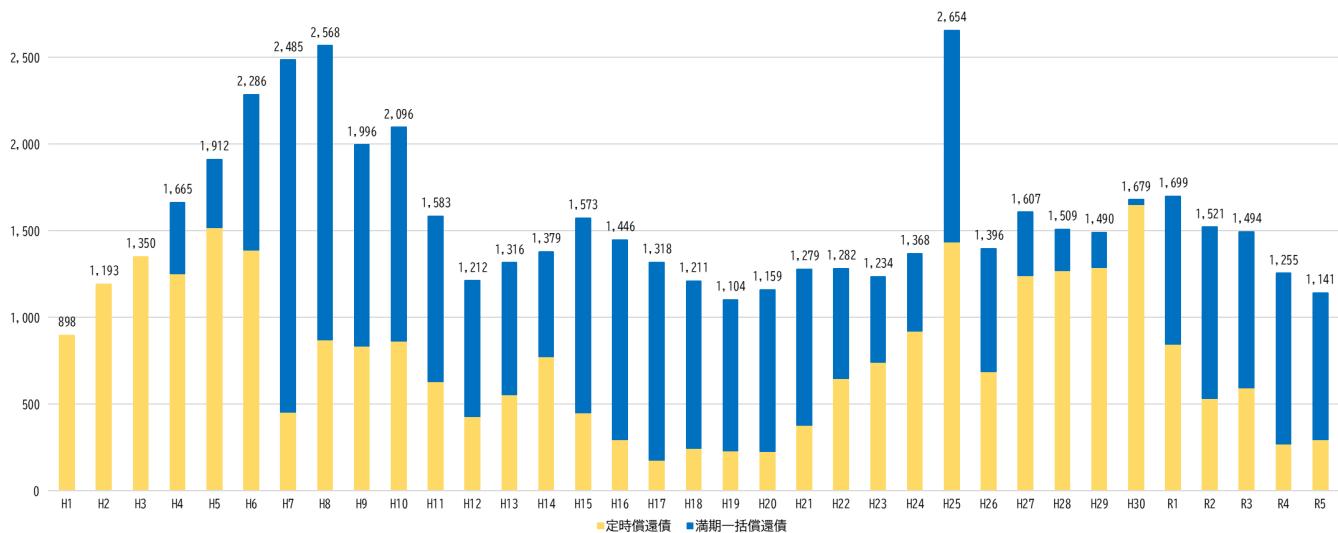
※各項目で百万円単位に四捨五入しているため合計等が一致しない場合がある

※中期債、10年債、超長期債の合計額右側のカッコ書き(%)は、一般会計市債残高全体に占める割合

一般会計市債発行額の推移（満期一括償還債・定時償還債の傾向）

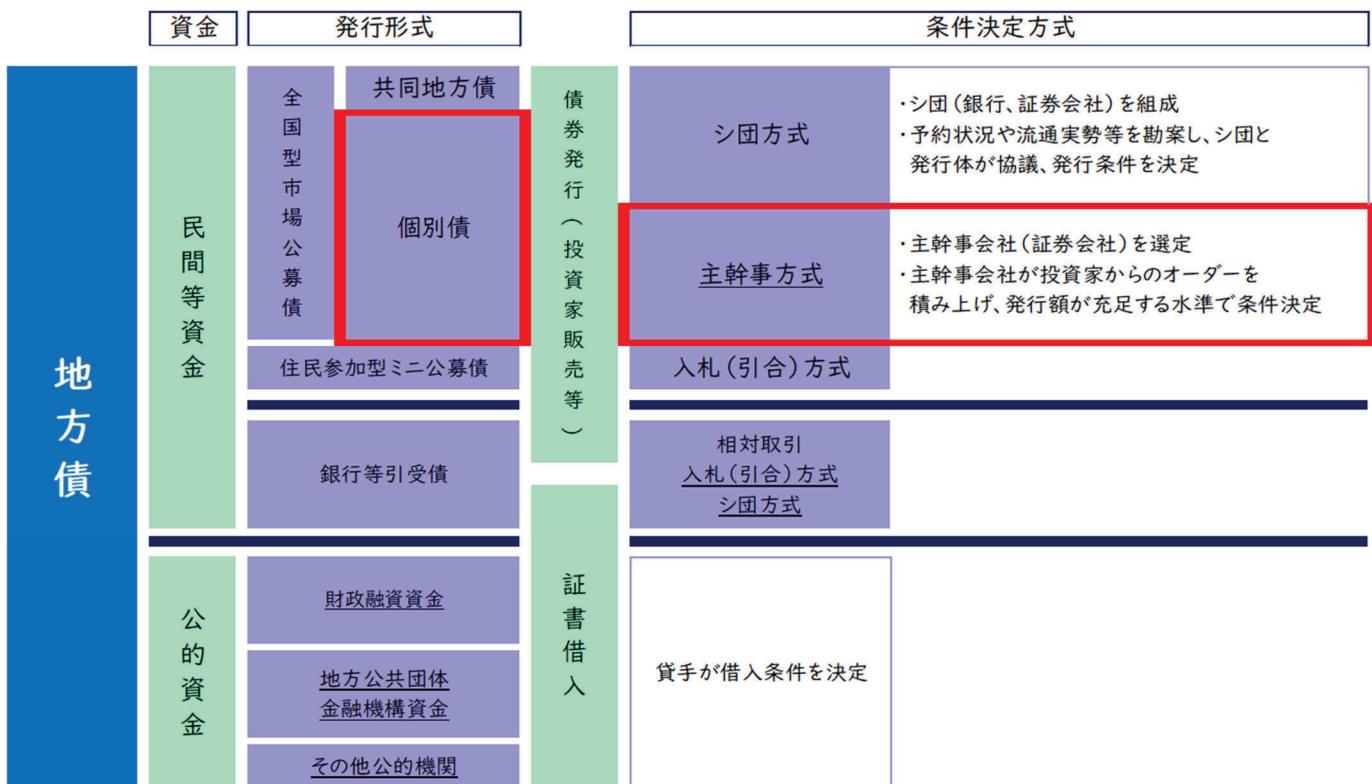
(億円)

3,000

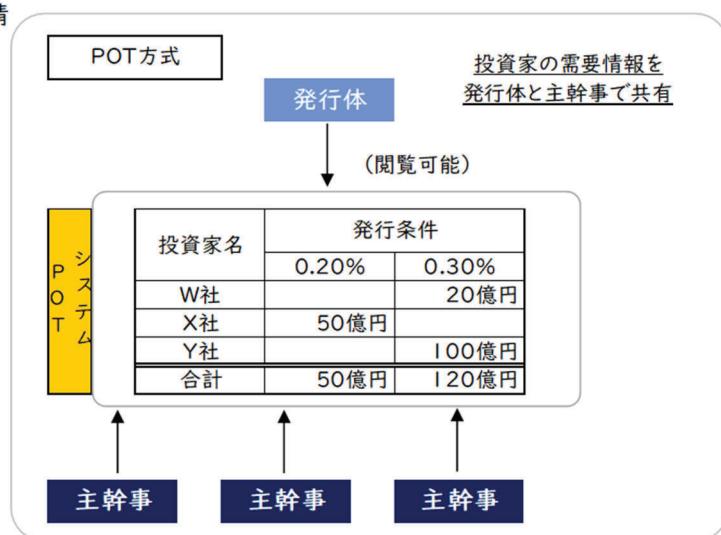


	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
満期一括償還債割合	0%	0%	0%	25%	21%	39%	82%	66%	58%	59%	60%	65%	58%	44%	71%	80%	87%	80%	79%	80%	70%	49%	40%	33%	46%	51%	23%	16%	14%	2%	50%	65%	60%	79%	74%
定期償還債割合	100%	100%	100%	75%	79%	61%	18%	34%	42%	41%	40%	35%	42%	56%	29%	20%	13%	20%	21%	20%	30%	51%	60%	67%	54%	49%	77%	84%	86%	50%	35%	40%	21%	26%	

●地方債(市債)の発行方式について



●主幹事方式の特徴と採用理由(POT方式含む)



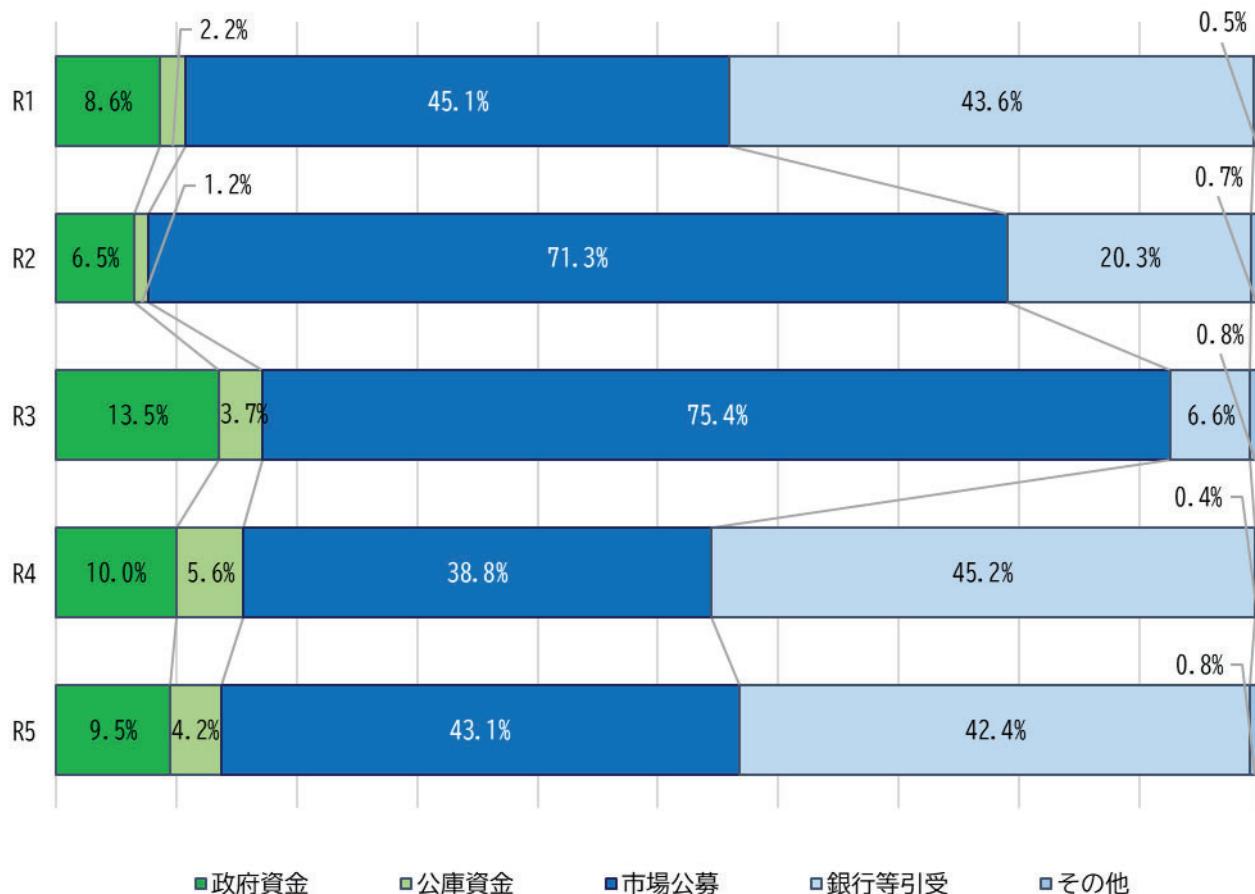
地方債の発行条件 = 国債金利 + α (上乗せ金利:スプレッド)

⇒証券会社を通じて、発行予定額と上乗せ金利を(複数)提示、提示した条件での投資家需要を確認

(主幹事方式を採用する理由)

- ・大きな金額の調達が可能 ⇒ 投資家の需要額に応じた、安定的な調達を実現
 - ・発行条件が安定性 ⇒ 市場実勢に基づいた条件設定(投資家の購入意向がある条件)の下に需要確認するため、条件の見通しが立てやすい
- こうした主幹事方式の特徴を活かす目的で、基本的には「POT方式」を採用しています。

横浜市債の資金区別割合（令和元年度～令和5年度）



市場公募債発行実績（令和2年度～令和5年度）

(億円)

	令和2年度	割合	令和3年度	割合	令和4年度	割合	令和5年度	割合
中期債※10年未満	300	15%	500	21%	400	33%	700	57%
10年債 (うち定時償還債)	1,200	58%	1250	52%	600	50%	200	16%
超長期債※10年超 (うち定時償還債)	400 (400)	19%	600 (600)	25%	100 (100)	8%	200	16%
外貨建て国内債	167	8%	57	2%				
ESG債 (サステナビリティボンド)					100 (5年:85 30年:15)	8%	130 (5年:50 10年:30 30年:50)	11%
(フレックス枠)	(1,067) ※中期100、10年600、 超長期200、外貨建て167		(1,007) ※中期100、10年650、 超長期200、外貨建て57		(300) ※中期200、 ESG債100		(1,230) ※全額	
合計	2,067	100%	2,407	100%	1,200	100%	1,230	100%

横浜市サステナビリティボンド・フレームワーク

令和 6 年 10 月

横 浜 市

横浜市サステナビリティボンド・フレームワーク

1 はじめに 横浜市とサステナビリティボンドの概要

(1)はじめに

横浜市は、以下のとおり、サステナビリティボンド・フレームワーク(以下、「本フレームワーク」)を策定しました。本フレームワークは、国際資本市場協会(ICMA)の「グリーンボンド原則 2021」、「ソーシャルボンド原則 2023」、「サステナビリティボンド・ガイドライン 2021」への適合性に対するオピニオンを株式会社格付投資情報センターより取得しています。本フレームワークに基づき、サステナビリティボンド等を発行します。

(2)横浜市の概要

横浜市は神奈川県の東端に位置し、東は東京湾、北は川崎市、西は町田市・大和市・藤沢市、南は鎌倉市・逗子市・横須賀市に接しています。横浜市の中心部から東京都心部までは、約 30 キロメートルです。我が国を代表する国際貿易港である横浜港を基盤として、首都圏の中核都市としての役割を担っています。総面積は、約 435 平方キロメートルで、これは東京 23 区の約7割にあたります。

(3)SDGsに関する取組

2015(平成 27)年、国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択されたSDGs(Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)は、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。これらは2030(令和 12)年を達成年限とし、17 のゴールと169 のターゲットから構成されています。SDGsは、先進国も含め、全ての国が取り組むべき普遍的な目標となっていますが、これらの目標は各国政府による取組だけでは達成困難であり、企業や地方自治体、学術機関・団体や一人一人に至るまですべての主体の行動が求められているのが大きな特徴となっています。本市は、2018(平成 30)年6月に、国から「SDGs未来都市」に選定され、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組んでいます。

また、2019(平成 31)年1月に設立した「ヨコハマSDGsデザインセンター」を中心に、環境・経済・社会的課題を統合的な解決を目指す様々なプロジェクトを推進しています。

(4)サステナビリティボンド等の発行

横浜市では、人口減少や高齢化の進展等により財政状況が厳しさを増すことが見込まれる状況の中でも、現役世代や子どもたち、将来の市民に豊かな未来をつなぐため、“財政を土台”に、持続可能な市政が進められるよう、横浜市として初となる中長期的の財政方針である「横浜市の持続

的な発展に向けた財政ビジョン」を 2022(令和4)年6月に策定しました。この「財政ビジョン」を踏まえ、同年 12 月に「横浜市中期計画 2022～2025(以下、中期計画)」、2023(令和5)年1月に「行政運営の基本方針」を策定しました。

特に、中期計画策定にあたっては、基本認識として、今後いよいよ人口減少局面を迎える、生産年齢人口の減少、少子高齢化が更に進むと想定されています。これに伴い、市民サービスの維持等の課題が見込まれます。一方、自然災害や新型コロナウイルス感染症など、市民の安全・安心を脅かす諸課題への迅速な対応はもちろん、脱炭素などの地球温暖化対策、社会のデジタル化など、今日的な課題の解決も求められています。

中期計画の構成としては、まず、2040(令和 22)年頃の現在想定される課題が解決された姿を「共にめざす都市像」として描いていきます。この「共にめざす都市像」の実現に向けた基本姿勢として、「SDGsの実現の視点」「地域コミュニティ強化の視点」「DXの推進とデータ活用・オープンイノベーションの推進の視点」「協働・共創の視点」「脱炭素社会実現の視点」を重視していきます。

また、「共にめざす都市像」の実現に向けて、基本戦略を掲げ、目指す中期的な方向性・姿勢を明確にした上で、9つの中長期的な戦略を定めるとともに、戦略を踏まえて計画期間の4年間に重点的に取り組む 38 の政策をとりまとめています。

横浜市では、これまで国から「SDGs未来都市」に選定されるとともに、「Zero Carbon Yokohama」を宣言する中、2030(令和 12)年のSDGs達成や 2050(令和 32)年の「Zero Carbon Yokohama」の実現に向けて、様々な取組を進めてきました。

こうした取組は、市民の皆様はもちろん、広く金融市場にも理解・啓発していくことが必要であると考えています。昨今の市場におけるSDGsや環境施策への投資に対する関心の高まりとともに、中期計画の実現に向け、横浜市債発行においてこれまで培ってきた、「市場との対話」をさらに発展させ、国内外におけるESG投資を促進していくため、サステナビリティボンド等を発行します。

2 横浜市サステナビリティボンド・フレームワークについて

横浜市において、サステナビリティボンド等の発行にあたっては、「サステナビリティボンド・ガイドライン 2021」に従い、その調達資金の使途、対象事業の評価・選定プロセス、調達資金の管理及びレポーティング等の要素によって構成されるフレームワークを以下の通りに定めます。

(1) 調達資金の使途

サステナビリティボンド等による調達資金は、表1のグリーン適格プロジェクトおよびソーシャル適格プロジェクトに該当する事業への新規投資に充当します。

これらの事業は、環境・社会面から明確な便益が見込まれ、その効果の測定指標が明確に把握できる事業です。また、これらの事業は法令の規定により地方債の財源とすることができる事業です。

資金調達にあたっては、事業の進捗状況に応じて、グリーン適格プロジェクト又はソーシャ

ル適格プロジェクトのいずれかのみに該当する事業も資金を充当する場合があります。なお、この場合には、充当する事業にあわせて、グリーンボンドまたはソーシャルボンドとします。

(2) 対象事業の評価・選定プロセス

中期計画における各種計画を踏まえ、予算において編成された事業の中より、各事業の内容から環境面及び社会面において便益が見込まれる事業を、財政局資金課にて抽出しました。その上で、市債を発行する所管部署である財政局資金課が、各局事業所管課と協議し、その事業の適格性を評価・確認した上で、財政局長が本フレームワークにおいて対象となる事業を選定しました。対象となる各事業については、地方自治法等の関係法令に基づき策定され、必要な市会の議決を経たものとなります。

なお、環境面及び社会面から重大な負の影響を直接的に生じさせることが明らかになった事業については、その対象から除外します。

(3) 調達資金の管理

地方自治法第208条第2項では、普通地方公共団体の「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」と定められており、本フレームワークにより発行した市債にて調達した資金は、当該年度中に充当を完了します。一時的に発生する未充当資金は、現金又は現金同等物、短期金融資産などの流動性の高い資産により運用・管理します。

予算編成においては、市債を充当する事業とその金額とを紐づけて管理しており、充当する資金は経理区分に従って分類され、その資金使途を明確にして管理します。

全ての歳入歳出は、各会計年度の終了後に決算関係書類を調製し、監査委員の決算審査及び市会の認定を受けます。

(4) レポート

調達資金の資金使途については、横浜市ホームページにて公開します。資金充当状況及び環境・社会的な改善効果のレポートはいずれも事業単位かつ債券単位で実施します。

資金充当の結果については、対象事業に全額充当されるまでの間、年次で継続的に行いますが、年度内に充当の完了を予定しているため、起債した翌年度の決算認定後に1回のレポートを想定しています。

調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や充当後に充当状況に大きな変化が生じた場合は、ホームページで速やかに開示します。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金充當状況	<ul style="list-style-type: none"> ・調達資金を充当した事業のリスト ・調達金額と各事業への充当金額 ・未充当額の残高及び運用方法 		
環境・社会的な改善効果	<p>環境・社会的な改善効果に関して、実務上可能な範囲で以下のとおり開示する。</p> <p>【グリーン適格プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業の概要 ・環境効果(CO_2 排出削減量の見込値(前提条件を含む)など表1の測定指標を含む。) <p>【ソーシャル適格プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業の概要 ・各事業の対象とする人々 ・社会的効果(表1の測定指標を含む。) 	<p>適格プロジェクトに調達資金が全額充当されるまでの間、年次で開示</p>	<p>横浜市のホームページで開示</p>

表1

1	グリーン 適格プロジェクト	神奈川東部方面線整備	カテゴリー	クリーン輸送
			プロジェクト概要	鉄道ネットワーク形成等
			取り組むべき課題	温室効果ガスの削減
			効果の測定指標	CO ₂ 排出量の削減(t-CO ₂ /年) NOx 排出量の削減(t-NOx/年)
2	グリーン 適格プロジェクト	市役所 RE100 推進事業	カテゴリー	エネルギー効率
			プロジェクト概要	市役所における脱炭素化
			取り組むべき課題	温室効果ガスの削減
			効果の測定指標	LED 化率(%)
3	グリーン 適格プロジェクト	公園整備事業 ((仮称)旧上瀬谷通信施設公園)	カテゴリー	生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理 持続可能な水資源及び廃水管理 気候変動への適応
			プロジェクト概要	魅力ある公園の新設
			取り組むべき課題	多様なニーズに応じた公園整備
			効果の測定指標	実施面積(m ²)
4	グリーン 適格プロジェクト	河川整備	カテゴリー	気候変動への適応
			プロジェクト概要	流域治水の推進
			取り組むべき課題	大雨に対する流域の安全度の向上
			効果の測定指標	護岸整備(m) 護岸整備率(%)
5	グリーン 適格プロジェクト	下水道整備	カテゴリー	気候変動への適応 汚染の防止及び抑制
			プロジェクト概要	流域治水の推進 下水処理機能の維持・管理
			取り組むべき課題	大雨に対する流域の安全度の向上 水質汚染の防止
			効果の測定指標	整備対象地区の対策完了率(%) 実施距離(km/年)

6	ソーシャル 適格プロジェクト	インフラ施設の整備・改修	カテゴリー	手ごろな価格の基本的インフラ設備 社会経済的向上とエンパワーメント
			プロジェクト概要	公共施設・インフラの老朽化・防災対策
			対象となる人々	自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ
			取り組むべき課題	災害に強い安全で安心な都市の実現
			効果の測定指標	整備施設数(件)
7	ソーシャル 適格プロジェクト	保育所等整備	カテゴリー	必要不可欠なサービスへのアクセス 社会経済的向上とエンパワーメント
			プロジェクト概要	子育て・教育環境の整備
			対象となる人々	子ども、子育て世帯
			取り組むべき課題	将来にわたり、安心して子どもを産み育てられる環境づくり
			効果の測定指標	定員数(人)
8	ソーシャル 適格プロジェクト	特別養護老人ホーム整備	カテゴリー	必要不可欠なサービスへのアクセス 社会経済的向上とエンパワーメント
			プロジェクト概要	高齢者福祉の充実
			対象となる人々	常時介護が必要な高齢者とその家族
			取り組むべき課題	地域包括ケアシステムの構築・推進
			効果の測定指標	整備数(人分) 利用者数見込(人)
9	ソーシャル 適格プロジェクト	地域ケアプラザ整備	カテゴリー	必要不可欠なサービスへのアクセス 社会経済的向上とエンパワーメント
			プロジェクト概要	高齢者・障害者福祉の充実
			対象となる人々	高齢者、障害者
			取り組むべき課題	地域包括ケアシステムの構築・推進
			効果の測定指標	整備数(件)
10	ソーシャル 適格プロジェクト	文化施設整備	カテゴリー	必要不可欠なサービスへのアクセス 社会経済的向上とエンパワーメント
			プロジェクト概要	地域社会における孤独・孤立の解消や 地域コミュニティの充実
			対象となる人々	孤独・孤立した状況、または、潜在的に 同状態に陥る可能性のある人々含む地 域住民
			取り組むべき課題	共生社会の実現

			効果の測定指標	施設概要 利用者目標(人/年)
11	ソーシャル 適格プロジェクト	小中学校整備	カテゴリー	必要不可欠なサービスへのアクセス
			プロジェクト概要	子育て・教育環境の整備
			対象となる人々	子ども、子育て世帯
			取り組むべき課題	子どもたちの可能性を拓げる教育の推進と魅力ある学校づくり
			効果の測定指標	整備数(件) 利用者数見込(人)
12	ソーシャル 適格プロジェクト	児童福祉施設整備	カテゴリー	必要不可欠なサービスへのアクセス
			プロジェクト概要	児童虐待対策の充実
			対象となる人々	子ども
			取り組むべき課題	子どもたちの健やかな育ちを守る取組の推進
			効果の測定指標	施設定員数(人)
13	ソーシャル 適格プロジェクト	障害者支援施設整備 (松風学園再整備)	カテゴリー	必要不可欠なサービスへのアクセス
			プロジェクト概要	障害児・者支援の充実
			対象となる人々	障害者
			取り組むべき課題	障害の有無によらず社会参加が可能な社会の実現
			効果の測定指標	利用者数見込(人)

3 参考書類

- 「グリーンボンド原則 2021」(2021、ICMA)
 「ソーシャルボンド原則 2023」(2023、ICMA)
 「サステナビリティボンド・ガイドライン 2021」(2021、ICMA)
 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」(2022、横浜市)
 「横浜市中期計画 2022～2025」(2022、横浜市)
 「行政運営の基本方針」(2023、横浜市)
 「横浜市地球温暖化対策実行計画(市役所編)」(2023、横浜市)
 「横浜市下水道中期経営計画 2022」(2023、横浜市)
 「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」(2020、横浜市)
 「第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」(2024、横浜市)
 「第4期横浜市障害者プラン改訂版」(2024、横浜市)
 「横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」(2023、横浜市)
 「横浜市文化芸術創造都市施策の基本的な考え方」(2012、横浜市)
 ※その他、横浜市のウェブサイトにて関連資料を掲載

第Ⅲ章関連

○横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例

平成26年6月5日

条例第29号

横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例をここに公布する。

横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、横浜市（以下「市」という。）が行政需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、柔軟で持続可能な財政構造を構築し、自主的かつ総合的な施策を実施するため、市の財政運営に関する基本原則、市長、議会及び市民の責務その他財政運営に必要な事項を定めることにより、市民の受益と負担の均衡を図りつつ、必要な施策の推進と財政の健全性の維持との両立を図り、もって将来にわたる責任ある財政運営の推進に資することを目的とする。

(財政運営の基本原則)

第2条 市の財政運営は、前条の目的を達成するため、次に掲げる基本原則により、中長期的な視点を持って進めるものとする。

- (1) 市の歳入及び歳出の不断の見直しを通じて、安定的で持続性のある財政運営を目指すとともに、社会経済情勢の著しい変動等による市の歳入の減少又は歳出の増加が市の財政及び市民生活に与える影響を軽減するよう図られること。
- (2) 市の資産について、その保有の必要性を厳格に判断し、適正に管理し、及び有効に活用するとともに、将来の世代の負担に配慮した適切な水準を維持すること。
- (3) 公共サービスに係る市民の受益と負担の均衡が図られること。

(責務)

第3条 市長は、市民の信託に基づく執行機関の長として、前条の基本原則にのっとり、予算の編成及びその適正な執行を行わなければならない。

- 2 議会は、市民の信託に基づく市民の代表機関として、前条の基本原則にのっとり、予算を議決し、予算の執行を監視し、及び決算を認定しなければならない。
- 3 市民は、行政活動によって得られる利益及び公共サービスが市民の相応の負担の上に成り立っていることを認識しなければならない。

(目標の設定)

第4条 市長は、第1条の目的を達成し、及び将来にわたる市民生活の安定を確保するため、横浜市議会基本条例（平成26年3月横浜市条例第16号）第13条第2号に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）において、財政の健全性の維持のための目標を設定するものとする。

- 2 市長は、社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、前項の目標を変更することができる。

(取組)

第5条 市長は、前条第1項の目標の達成に資する実効性のある取組を基本計画において定めるとともに、取組の進捗状況を議会に報告するものとする。

2 市長は、社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、前項の取組を変更することができる。

(財政の健全性に関する比率の推計)

第6条 市長は、基本計画の策定時に、当該計画の期間における次に掲げる比率を推計し、これを議会に報告するとともに、公表するものとする。

- (1) 実質赤字比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する実質赤字比率をいう。）
- (2) 連結実質赤字比率（法第2条第2号に規定する連結実質赤字比率をいう。）
- (3) 実質公債費比率（法第2条第3号に規定する実質公債費比率をいう。）
- (4) 将来負担比率（法第2条第4号に規定する将来負担比率をいう。）

(財務書類の作成)

第7条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条に定める書類のほか、毎年度、貸借対照表その他の財務書類を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

(財政運営の配慮事項)

第8条 市の財政運営は、次に掲げる事項に配慮しながら進めるものとする。

- (1) 市は、公共施設によって提供する機能について、社会経済情勢の変化及び財政状況等に適合した必要性の高い機能を確保するため、既存施設の有効活用、適切な施設配置及び機能転換、運営形態の見直し並びに利用環境の改善・運営の効率化を推進するものとすること。
- (2) 市は、使用料、手数料、負担金等に関し、市民の受益と負担の適正化を図るため、定期的に又は必要に応じて総合的な見直しを行うものとすること。
- (3) 市は、補助金等（市が市以外の者に対して交付する補助金、交付金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給付を受けないもの（市長が指定するものを除く。）をいう。）に関し、補助の必要性及び効果、補助率又は補助金額の適正化等の観点から定期的に又は必要に応じて見直しを行うものとすること。
- (4) 市は、市民と財政に関する情報を共有し、財政に関する理解を深め、かつ、財政運営の透明性を高めるため、当該情報について、分かりやすい資料を作成し、これを市民に公表するとともに、市政への信頼性を向上させるよう努めるものとすること。
- (5) 市は、円滑な資金調達に資するため、地方債の引受けが予定される金融機関等に対し、分かりやすい財政に関する情報の提供に努めるものとすること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市の長期財政推計 (R4.8更新版)

令和4年8月 財政局

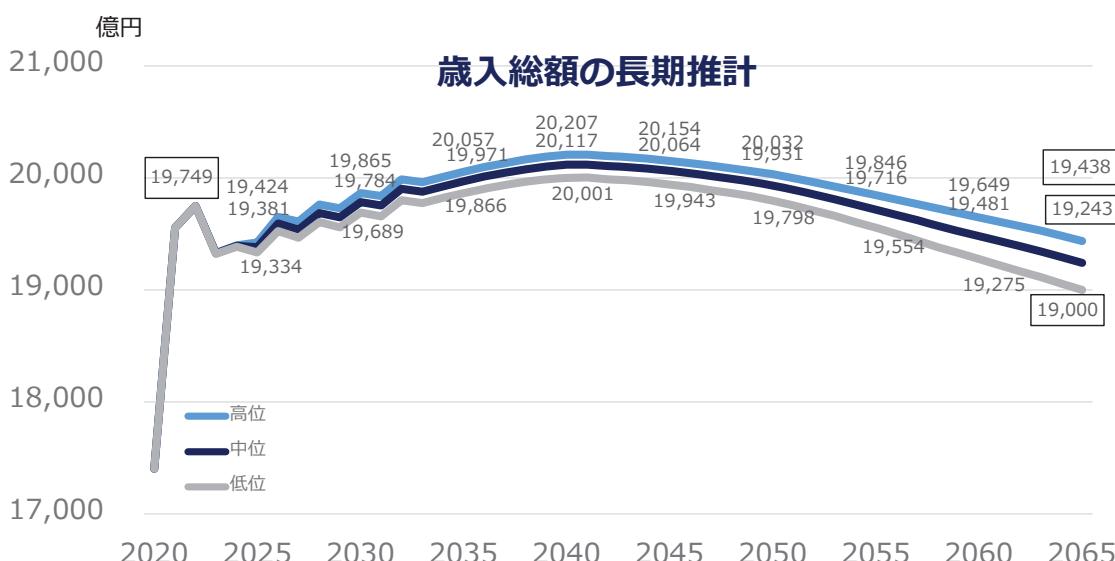
2 推計結果 (1) 歳入の推計 イ 歳入総額

歳入総額（2022→2065年度）

高位推計▲310億円、中位推計▲510億円、低位推計▲750億円

・歳入総額は、毎年度（2022～2065年度）平均で、

高位推計では7億円の減、中位推計では11億円の減、低位推計では17億円の減



※2020（R2）、2021（R3）年度については当初予算額を記載

※2021（R3）年度は、特殊要因である（一財）道路建設事業団関連支出（519億円）を除いた額

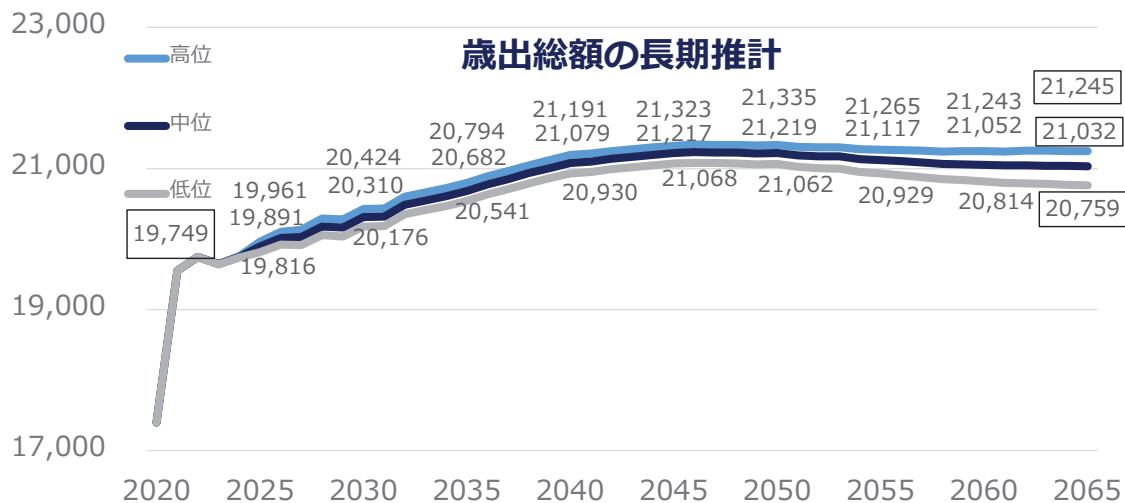
2 推計結果 (2) 歳出の推計 イ 歳出総額

歳出総額（2022→2065年度）

高位推計+1500億円、中位推計+1280億円、低位推計+1010億円

・歳出総額は、人口が高位で推計した場合、毎年度平均**34億円の増**、

中位推計では29億円の増、低位推計では23億円の増



※2020 (R2)、2021 (R3) 年度については当初予算額を記載

※2021 (R3) 年度は、特殊要因である（一財）道路建設事業団関連支出（519億円）を除いた額

※人口1人あたり歳出額 2022年* : 52万3,558円 2065年 : 66万5,630円（高位）、66万7,985円（中位）、67万785円（低位）

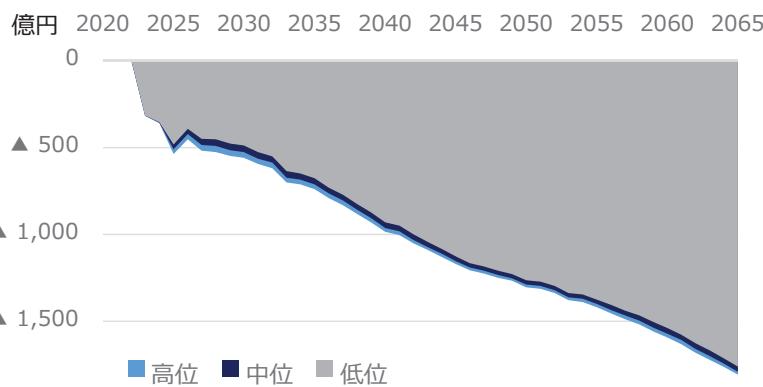
*人口は2022(R4).1.1現在人口

2 推計結果 (3) 収支差

2065年度の収支差は▲1790億円（中位推計の場合）

- ・収支差は一部年度で改善が見られるものの、2065年度まで年々拡大すると推計
- ・これまで保有土地の売却収入や基金の取崩し、財源の年度間調整額の確保により、臨時的な一般財源も確保し、令和3年度のコロナ対策を除くと、毎年度400億円から500億円程度の財源対策（※スライド16参照）を講じた。今後は臨時的な財源に頼らず、収支差を解消できるよう、中長期的な視点を踏まえ、今から将来に向けた取組を進めることが必要

収支差の長期推計



(単位：億円)					
2022年度	2030年度	2040年度	2050年度	2060年度	2065年度
▲ 559	▲ 984	▲ 1303	▲ 1594	▲ 1806	
▲ 526	▲ 962	▲ 1288	▲ 1571	▲ 1788	
▲ 487	▲ 929	▲ 1264	▲ 1539	▲ 1759	

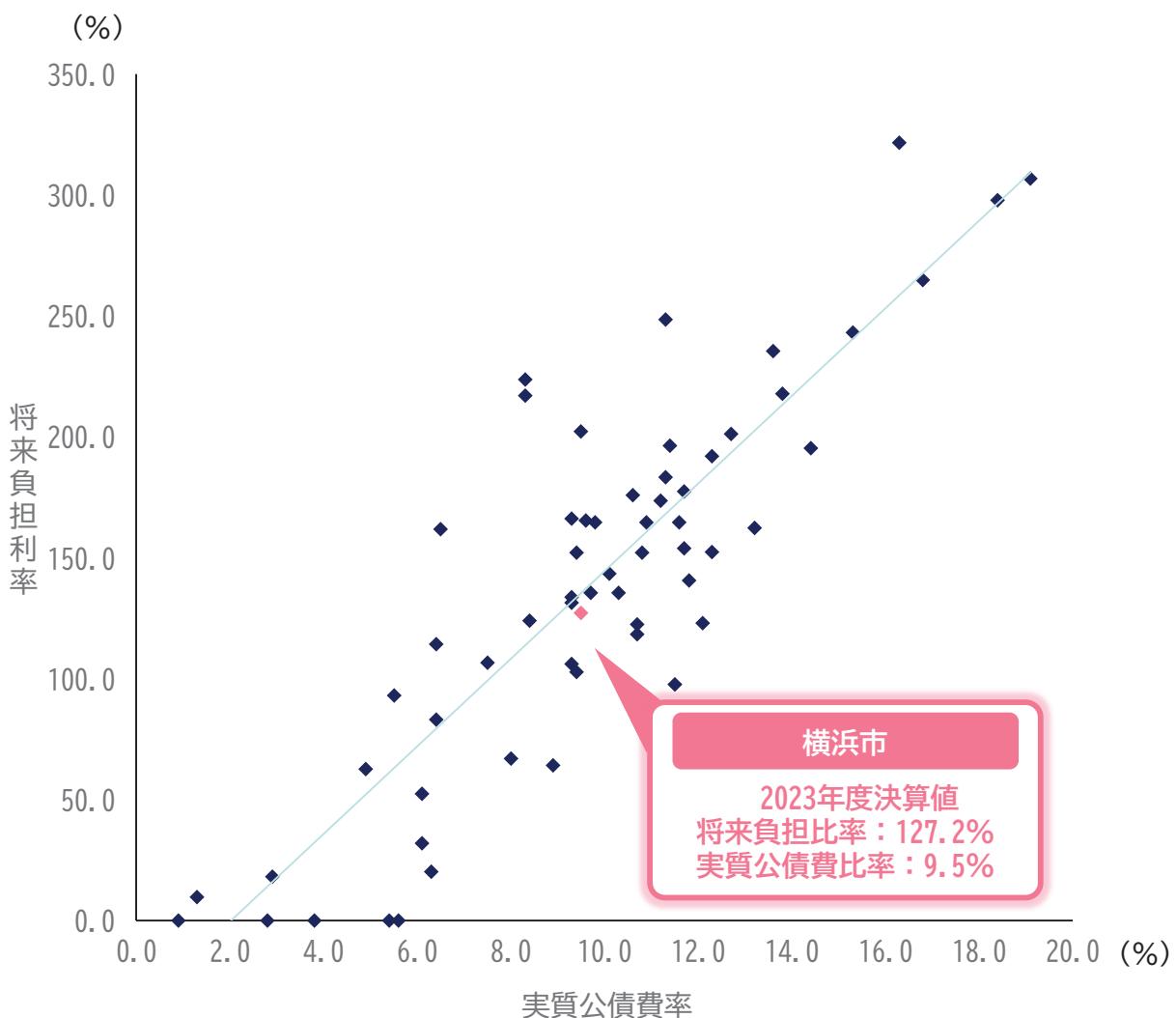
※2020 (R2)、2021 (R3) 年度については当初予算額を記載

各種財政指標の推移

■ 横浜市の各種財政指標推移

区分	2019	2020	2021	2022	2023
財政力指数	0.97	0.97	0.96	0.95	0.94
経常収支比率 (%)	101.2	100.5	95.1	97.9	98.1
自主財源比率 (%)	60.3	50.8	58.0	57.8	57.6
市民一人あたり市債残高 (普通会計) (万円)	64	63	63	62	61
実質公債費比率 (%)	10.2	10.5	10.6	9.7	9.5
将来負担比率 (%)	140.4	137.4	129.9	129.2	127.2

■ 健全化判断比率の市場公募債発行団体61団体の分布(2023年度)



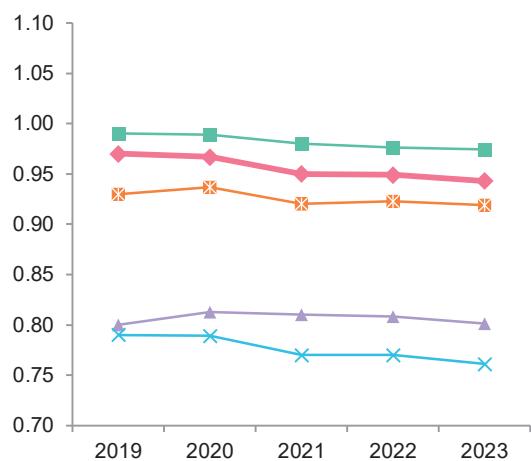
各種財政指標の推移

■ 旧5大市比較

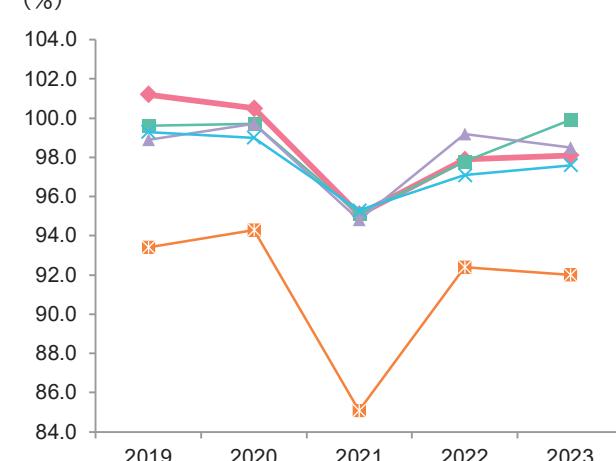
2023年度決算に基づく数値	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市
財政力指数	0.94	0.97	0.80	0.92	0.76
経常収支比率	98.1%	99.9%	98.5%	92.0%	97.6%
自主財源比率	57.6%	57.9%	56.9%	50.3%	46.3%
市民一人あたり市債残高（普通会計ベース）	61万円	60万円	95万円	55万円	76万円

横浜市 名古屋市 京都市 神戸市 大阪市

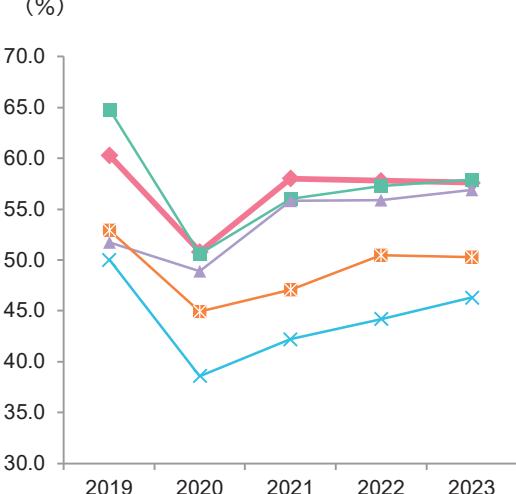
● 財政力指数



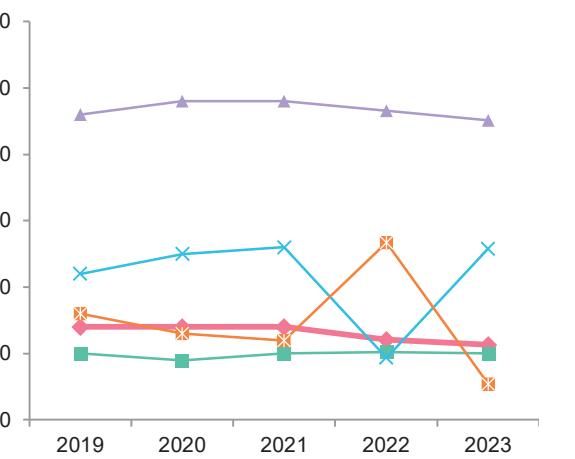
● 経常収支比率 (%)



● 自主財源比率 (%)



● 市民一人あたり市債残高（普通会計）(万円)



※市民一人あたり市債残高（普通会計）の算出において、人口は2024年1月1日の住民基本台帳人口を使用

市報第16号

令和5年度主要事業の予算執行実績報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第5項の規定により、令和5年度決算（公営企業会計を除く。）に係る各部門における主要事業の予算執行実績について、次のように報告する。

令和6年9月25日

横浜市長 山中竹春

参 考

地方自治法（抜粋）

第233条（第1項及び第2項省略）

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

（第4項省略）

5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

（第6項及び第7項省略）

市債金会計

科 目	予 算 現 額	決 算 額	翌年度繰越額	執 行 残 額
1款 公 債 費	円 486,373,005,000	円 485,022,914,437	円 一	円 1,350,090,563
1項 公 債 費	459,978,002,000	458,627,914,087	—	1,350,087,913
2項 第三セクター等 改革推進債公債費	26,395,003,000	26,395,000,350	—	2,650

事業の主な内容

市債の元利償還金、一時借入金の利子（公営企業会計に係るものは除く。）並びに市債の発行及び元利償還に係る諸費等

【参考】第三セクター等改革推進債の現在高及び償還等の状況

横浜市土地開発公社の解散に伴い、平成25年度に発行した第三セクター等改革推進債

1,372億円は、令和5年度に償還した220億4,820万円を含めて累計998億3,994万円を償還し、令和5年度末残高は373億6,006万円となっています。また、利子等として、令和5年度に1億9,680万円を支払いました。

(1) 第三セクター等改革推進債の現在高

区 分	平成25年度 発 行 高	償 累 額 計	令 和 5 年 度 末 現 在 高
第三セクター等 改 革 推 進 債	千円 ※ 137,200,000	千円 99,839,938	千円 37,360,062

※ 第三セクター等改革推進債は、償還財源として、土地売払収入等（約848億円）及び一般財源（約524億円）を予定（土地開発公社解散時）。

(2) 第三セクター等改革推進債の償還額

区 分	令 和 4 年 度 ま で の 累 計 績	令 和 5 年 度 実	令 和 5 年 度 ま で の 累 計 績
償 還 額	千円 77,791,742	千円 22,048,196	千円 99,839,938
利 子 等	3,658,220	196,805	3,855,024
合 計	81,449,962	22,245,000	103,694,962

(3) 債還財源の状況

区 分	令 和 4 年 度 ま で の 累 計 績	令 和 5 年 度 実	令 和 5 年 度 ま で の 累 計 績
土 地 売 払 取 入	千円 61,570,466	千円 22,048,196	千円 83,618,661
土 地 貸 付 收 入 等	2,543,074	96,101	2,639,175
一 般 財 源	17,336,423	100,704	17,437,126
合 計	81,449,962	22,245,000	103,694,962

○横浜市減債基金条例

平成2年3月5日

条例第2号

横浜市減債基金条例をここに公布する。

横浜市減債基金条例

(目的及び設置)

第1条 市債の償還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる市財政の健全な運営に資するため、横浜市減債基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を横浜市債証券その他の有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第5条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 経済事情の変動等により財源が不足する場合において市債の償還の財源に充てるとき。
- (2) 市債の償還額が、他の年度に比して著しく多額となる年度において、その償還財源に充てるとき。
- (3) 儻還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。
- (4) 特定の市債の償還のために積み立てた資金をもって当該市債の償還の財源に充てるとき。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年3月発行(令和7年3月改訂)

編集・発行 横浜市財政局資金課

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地10

TEL (045)671-2240

FAX (045)664-7185



<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/shisai-takarakuji-kifu/shisai/>

横浜市債トップページ